

平成28年12月 7 日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福祉事務所長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総務部次長兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民生部次長兼 十四山支所長	松 川 保 博
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介護高齢課長	半 田 安 利
開発部次長兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都市計画課長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘書企画課長	佐 藤 雅 人
危機管理課長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保険年金課長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	村 瀬 修
児童課長	大 木 弘 己	商工観光課長	大河内 博
土木課長	山 田 宏 淑	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図書館長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	土 方 康 寛
--------	---------	-----	---------

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
-------	------------

日程第 2	一般質問
-------	------

(追加日程)

日程第 3	議員の辞職勧告決議について
-------	---------------

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に質問される朝日議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いします。

朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） おはようございます。

質問に入る前に、昨日、佐藤議員からも質問がありましたが、11月24日に庁舎建てかえについての住民訴訟が市側の全面勝訴の判決を受けたことを、私も、そして私の話を伺う限りの市民の皆様も大変喜ばしく思っております。1期生として、これまでの議論にかかわっていない分、庁舎建設特別委員会におきましてしっかりと勉強しながら、市民皆様に議論をし尽くしたと言っていただけよう、しっかりと議論を重ねてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、J R・名鉄橋上化事業の進捗状況についてであります。

本年度予算にも、調査設計委託料4,700万円、駅前広場測量1,400万円の予算がついており、完成へと前進をしていると市民からの期待の大きい事業でもあります。

そこで、現在の状況と今後の計画内容を改めて伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） おはようございます。

朝日議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本年度、予算をお認めいただき、J R東海に自由通路及び橋上駅舎化に伴う基本調査、概略設計を委託する予定でしたが、弥富駅を共同利用している名鉄の合意が得られないため、現時点ではJ R東海と業務に係る協定が締結できておりません。

しかしながら、本年10月17日に名鉄敷地内への測量立ち入りについて承諾をいただくこと

ができました。これを受けて、市では本年度、名鉄敷地内の現況測量を実施するため、発注に向けてただいま準備をしているところでございます。

引き続き、名鉄及びＪＲとの協議を重ねまして、来年度早々にＪＲ東海と業務に係る協定が締結できるように努めてまいりたいと考えております。

なお、今後も弥富市と２社から成る鉄道事業者との合意形成に時間を要することも予想されますが、自由通路及び橋上駅の供用開始予定は平成33年春を目標としてまいりたいと考えておりますので、お願いします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○１番（朝日将貴君） 続きまして、駅前ロータリーの計画が入っているかなど、問題点や課題があれば伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 現時点では概略設計ができておりませんので、具体的な問題や課題は今のところ不明でございます。

近鉄弥富駅北側の自動車や、自転車及び歩行者の錯綜解消は課題と認識してございますが、自由通路及び橋上駅舎化の次の段階で、県道弥富名古屋線及び弥富駅中央駅前広場の整備により、今後対応をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○１番（朝日将貴君） 続きまして、橋上化事業の総予算は幾らぐらいかかる見込みであるか。また、どのように支払いをしていくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 自由通路及び橋上駅舎化の事業の総予算につきましては、これまで協議の中で、一般的な事例での算出でございますが、20億円前半という金額が出ておりますが、当地域は地盤がよくないこともございまして、概略設計の結果では、これを上回ってくることも予想されております。

次に、財源でございますが、自由通路部分につきましては都市計画決定をし、かつ道路法の道路として予定をしておりますので、国の交付金を活用し、市負担部分につきましては公共事業等債という借入れを予定しております。

交付金の対象とならない駅舎部分につきましては、鉄道事業者負担分を除き一般単独事業債という借入れを行い、また起債で充当できない部分につきましては、基金を活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○１番（朝日将貴君） 20億円以上かかる見込みであるということでもあります。

鉄道会社との話は、一筋縄ではいかない部分があるかとは思いますが、一步ずつ着実に前

進していただけるよう強く要望させていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

弥富市の豪雨対策についてであります。

9月の台風による豪雨で冠水被害が出ました。私もあらかじめ聞いていた場所を何カ所か現場を見て回りましたところ、車も通ると危ないなと思うほどの冠水が起こっておりまして。これは、解決の道を何とか見つけなければいけないなと感じたところでありまして。今回行われましたタウンミーティングでも、この件について多く御意見をいただいたところでもあります。

それではまず、9月20日だったと記憶しておりますが、台風16号による弥富市の被害状況を伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

このたびの台風16号の被害状況でございますが、一部道路が冠水した場所が12カ所ございます。中六隧道とか中六の銀座通り、または弥富駅の南側の付近、このようなところが12カ所冠水しました。

床下浸水とか床上浸水などの被害というようなことは報告を受けておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 過去にも大雨で冠水が何回も何回もあるという話も伺っております。

そういった冠水がある中で、排水溝のしゅんせつ工事は、市としてどのように取り組んでいるのか。先日のタウンミーティングで聞くところによると、土木課から排水溝の半分たまったらやるよという話も聞きました。住民は現に困っておるわけでありまして。急を要するところから優先度をつけて随時やっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 御答弁申し上げます。

本年3月議会の一般質問においても、側溝のしゅんせつについて御質問をいただいております。

その御指摘を受けまして、本年5月に区長さん、区長補助員さん方に御協力をいただき、市内側溝の現状報告について、各行政区域内の側溝に土砂やごみが堆積し、排水不良になっている箇所についての現状報告を依頼させていただきました。御協力いただき、まことにありがとうございました。その際に、御報告いただく側溝の土砂堆積の目安を約半分以上とさせていただきます。

報告いただきました箇所については、市で現地精査を行った上で側溝の清掃や簡易的な改

修が必要な箇所について予算の範囲内で発注をいたしました。

報告の取りまとめ内容につきましては、27地区から延長7,319メートルあり、全ての報告箇所について市で現地精査を行い、土砂堆積の目安おおむね半分以上を対象とした延長1,408メートルについて、9月上旬から随時発注し、11月末に完了いたしました。

今後も、原則としてはある一定の基準を設けて実施していきたいと考えますが、今まで同様、部分的な土砂の堆積により雨水排水不良や安全管理上緊急を要すると判断される箇所については、随時現地調査し、早急に対応しますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、優先順位と施行時期につきましては、より事業効果の高い効率的・効果的及び計画的な事業の執行に努めるとともに、限られた財源で質の高い事業効果を図るための優先順位をつけて事業を実施してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、冠水等が頻繁に多発する地域につきましては、改めて現地調査を行い、基準によらず状況に応じて柔軟な対応を行って実施してまいります。次年度におきましても、財政面も含め改善等早急な対応を実施してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、地域での清掃活動が継続している地区におきましては、土のう袋の支給を行っております。

今後ますます高齢化が進む中で、維持管理にウエートを置いて対応していく必要があるかとは思いますが、住民協力のもと道路等の維持管理に努めてまいりますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 続きまして、市長にお尋ねいたします。

この冠水は、毎回同じところが何回も何回も冠水するということでございます。大雨が降ったから当然同じところが冠水するということでは、住民は納得いかないという声が私のところにも届いております。ぜひ長期的な計画を立てて、そして優先順位をつけて、区長さんたちへの報告も含めて根本から解決していく必要があると思いますが、市長の見解をお尋ねします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

朝日議員に御答弁申し上げたいというふうに思っております。

朝日議員御承知のように、弥富市の自然環境は大変厳しいものがあるわけでございます。海拔ゼロメートル、マイナスというような状況の中で、一旦、内水面の水の場合においては、全て排水機でないと川だとか海のほうへ排水できないという大変厳しい状況にあることを、

まずは御理解をいただきたいというふうに思っております。

そうした形の中で、一番我々としては、根本的な問題としては、まず排水機のパワーアップをしていきたいということで、今まで従来の排水機が老朽化してきたというような状況もございますので、そういった形の中では、孫宝の排水機のパワーアップもさせていただきました。そしてまた、鍋田の排水機の改善もさせていただいて、今その機能が非常に大きくなってきている。そしてまた、ことしの春には、稲元の排水機も整備をさせていただいたというような状況で、海拔ゼロメーター、マイナスというような状況の中における、いわゆる排水機のパワーアップをしていかないとだめだということで、これも長期的な非常に大きな財源がかかる事業でございますけれども、順次やってきているところでございます。

そうした形の中で、今御指摘のように毎回そういったところで、市街地、あるいは市内のいろんなところで冠水がするではないかという形でございますけれども、こういったことに対しても、その都度対応してきたところでございます。

1つは、佐古木地区にございます竜頭公園、こちらにおきましても、道路に冠水した水を別のところへ排水していくというような状況の中で整備をさせていただきました。また、西弥生台のほうにつきましても、昨年、いわゆるポンプでくみ出していくというようなことも今やっておるところでございます。

いずれにいたしましても、弥富市のこういう状況の中で、1時間当たりの降水量が予報として出されるわけでございますけれども、40ミリを超えたら大変危険信号になるわけです。そしてまた、1日当たりの降水量が150ミリ、これが冠水が起こるかもしれない危険雨量であるということをまず御認識いただきたいというふうに思っております。そうした形の中で、ゲリラ豪雨であるとか、あるいは台風等の風水害等において、どれぐらいの雨がこの弥富に降るんだということを、予報等を含めてしっかりと我々としては予知していかなくやならない。それに応じて対応していくというような状況になろうかなあと思っております。

議員御指摘のような冠水場所においても、そのような形でやってきておりますけれども、平成29年度、来年度予算につきましては、鯛浦地区の上六、下六地区において、もう一度総合的に抜本的に見直しをしていきたいと思っております。

こういった形の中で、排水機的能力以外の冠水状態においても対応ができるような状況というのが我々としては考えていかなくやならない。それが住民の皆様の安心・安全につながるだろうというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

また、我々はそういうような状況の中においては、対策本部を設置してさまざまな形で、いずれにいたしましても冠水する場所が大体わかりますので、そういった形の中で土のうを運んで対応していただくとか、あるいは交通を整理するとかいう形の中で、事前に事故を防いでいくということに対しても、市民の皆様の御協力をいただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市長から大変心強い市民に対する安心・安全の思いを聞きました。

1日の毎時にすると40ミリと、1日の降水量からすると150ミリを超えると危ないというところを再認識して、私も市民の皆様に伝えていくという働きかけをしていかなければいけないなと思います。

続きまして、豪雨対策のさらなる拡充といたしまして、市のホームページで現在の状況を随時わかりやすく載せてほしいという意見もございました。先ほど市長の御答弁の中にもありましたが、排水機能力と雨量との限界があるというお話ですが、その点も加味してここまで来ると危ないぞというところを市のホームページで随時載せていただけるとわかりやすいという意見がございしますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをします。

本市のホームページ、暮らしの情報、防災の中にお役立ち情報がございます。その中に国土交通省中部整備局の木曽川に関する情報と愛知県の河川の防災情報がございます。

1つ目の木曽川関係でございしますが、木曽川のライブカメラ、水位、雨量、水質、出水速報が掲載されてございます。

もう一つの愛知県のほうでございしますが、日光川、筏川に関する情報として、水位、雨量、カメラ画像がございます。

本市の河川については、比較的小さいものが多く、これが細かくめぐらされているわけですが、これらは各土地改良区などの管理に委ねられているところでございます。その中で、事前にまとまった降雨が予想される場合は、電話にて直接連絡を取り合ってやりとりをしておるところでございます。

ホームページにライブ映像などをお出しするのは、ちょっと困難ではございますが、先ほどの外部リンクなどと、またあわせて気象庁の雨量の状況などを確認していただきまして、市民の皆様に早目の対応をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ゼロメートル地帯に生きる私たちの一番の課題が、この水との戦いであると思います。予算の都合もありますので、無理は言えないところもございますが、少しでも不安が解消されるよう私も努力していきますし、市のほうにも強くこれからも要望していきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

地方創生事業であります。

3月議会でも、この地方創生を取り上げまして、観光産業を訴えさせていただきました。弥富といえば金魚、私たちの誇りでもあるこの産業を心から誇りに思い、何とかこの産業を未来へと希望が持てる、そういった形をつくりたいというのが私の原点であります。

それでは、お尋ねいたします。

そもそも地方創生とは何であるか、改めて市の見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 地方創生とは何であるかということについてお答えを申し上げます。

地方創生とは、人口減少・超高齢化という日本が直面している現実に対応するため、各自治体がそれぞれの特徴を生かして自律的で持続的な社会を創生するために、国と一体となって取り組むことでございます。

従来、国から地方へ政策をおろして実施するものではなく、各自治体が自分たちで何が必要なのか、どうすれば活性化ができるのかをしっかりと考え企画し、それに対し、国が必要な財政的援助や人的支援をしてくれるという仕組みでございます。

人口減少が目前に迫る本市においても、深刻な事態が生じるおそれがございます。人口減少は、労働力人口の減少や消費市場の縮小につながりまして、経済規模を縮小させるため、この問題の解決に当たっては、負のスパイラル悪循環の連鎖、に歯どめをかけまして、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するための取り組みが重要でございます。

雇用を生み出し、人口減少に歯どめをかけるために、弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本項目を掲げまして、各施策・事業の推進を行っているところでございます。

なお、各施策・事業の推進に当たりましては、一過性のものではなく、永続的な内容としてシステムづくりが必要でございますが、取り組みに当たりましては、官民協働、地域連携も視野に入れながら進めていくことが重要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も地方創生というものに取り組むに当たって、国への要望を地方が行っていくものだということで、まずその予算はどのようなところに補助金がありたりするのだろうか、わからないところもありまして、8月に内閣府の地方創生担当官を訪ねました。

その内容を少しだけ御紹介させていただきますと、予算額としては1,000億円を新規でつけたと。それで、補助率が2分の1であります。事業費ベースで考えると2,000億円だということですが、最長5年までは継続して同じ事業に補助金をとることができるという

ことでございました。ただし、一番のポイントとなりますのは、ハード面は対象外だと、ソフト面に対しての対象となるというところが上げられると思います。

そういったお金の面でも最長5年間の補助を2分の1というところでもございますが、継続して要請をできるように何かアイデアが必要なのではないかと思います。私が1つ提案をさせていただきたいと思っております。

お配りさせていただきました配付資料をごらんください。

弥富市地方創生と観光産業と地場産業の発展と題したパワーポイントで作成したものでございます。

最初に、結論から申し上げたいと思います。

後ろから3ページ目をごらんください。観光複合施設をつくと書いてあるページをごらんください。

民間主導型の観光施設を弥富インター付近でつくってはどうかと、弥富インターには2つのインターがございます。一つは湾岸線、もう一つは東名阪にございます。このどちらかにサービスエリアをつくって、そこに金魚アクアリウム、農家レストラン、道の駅や商工業者の店舗を並べる、お土産を買う施設、さらには駐車場などを高台として避難できる場所にする。可能であればこういったサービスエリアとして高速道路との連携がとればなおいいと思っております。

湾岸線においては、刈谷と長島にパーキングがある関係で少し難しいのかなと思う点もございますが、名古屋競馬場移転とともに、高速道路からも競馬場に入ることができるサービスエリアというのも一つのいいアイデアではないのかなと思います。

ですが、東名阪につきまして、東京方面からの下り線については、名二環にも一つもパーキングがありませんし、東名阪に入っても名古屋西から大山田までパーキングがございませんから、私としてはこちらのほうが現実的ではないかなというふうに考えております。

このような複合施設を、ここを少し強調させていただきますが、行政が出資するのではなく、民間出資で民間がもうかるような施設をつくっていければいいと考えております。

続いて目的についてですが、表から2ページ目をごらんください。

先ほども申し上げましたとおり、地場産業であります金魚の未来を見据えた産業を充実させること、これが一番でございます。

そして、地域活性化と農業の6次産業化、人口減少に少しでも歯どめをかけること、さらにこれも大事な点ですが、防災施設としての側面を持つことを目的としたいと思っております。

現在、弥富市が東名阪ののり面のほうで避難場所を策定すると計画をされていると思いますが、その計画を参考に防災施設の側面を持つということを盛り入れました。

続いて、次のページをごらんください。

参考となる観光施設の紹介として、私が今回のこの質問に至るまでに参考にさせていただいた施設を取り上げております。

刈谷と川島の2つのサービスエリアについては、御存じのとおり来場数のかなり多いサービスエリアとしてこの地域では有名であります。刈谷については、後ほど取り上げさせていただきますが、川島サービスエリアは、木曽三川公園事業として国交省の管轄事業ですので、岐阜県のほうがお金を出してつくった施設ではないというところでございます。

時之栖におきましては、服部市長の御紹介で、11月末に行われました金魚サミットでも水槽提供やシンポジウムで後藤館長に御登壇していただいたりと大変お世話になった静岡県は、御殿場市に拠点を置きます観光施設でございます。中でも、水中樂園と称される金魚を取り扱う水族館がございまして、短期間開催の予定を延長しまして通年でやられるほど、とても人気のある施設でございます。

今、金魚を見るという視点で、各地でさまざまな展示がなされております。どれもとても人気があるように感じまして、金魚の流通量日本一である弥富市には、このような金魚の水族館をつくることについては、本場の力を生かして十分可能であると思いますし、施設への金魚の取引料があればもうかるんじゃないかと考えていただいて、金魚の産業の充実と後継者の育成に弾みがつくことも考えられます。

最後に、黒牛の里ファームレストランと書いてありますが、こちらは半田市にある6次産業化の補助金で農水省の予算を主に使用されてつくられたステーキ屋さんでございます。もともとは静岡県のほうで牧場経営をされておったようですが、お店には肉屋さんも併設されて、大変人気のある農家レストランです。農家レストランにつきましては、農水省の平成29年度の予算概算要求書というものがございまして、そちらでも6次産業化についての項目がございました。今後も継続して予算がついていくであろうと伺っております。こうした6次産業化を進める意味でも、特に弥富市の農産物を使用したレストランを併設し、6次産業化の推進を進めていければいいなと思っております。

それでは、刈谷ハイウェイオアシスについてですが、3ページを飛ばしていただいて右下に小さく5と書いてあるページをごらんください。

まず、刈谷ハイウェイオアシスができた経緯ですが、旧道路公団より刈谷市に打診がございまして、平成6年に協議が開始されております。刈谷市としては、高速道路からのみの利用ではメリットが少ないと考えられて、一般道からも利用ができるハイウェイオアシスの整備を推進されました。

1ページめくっていただいて、従来の公共施設整備では限界があると考えられまして、平成9年に刈谷商工会議所との意見交換会を開催し、民設民営で運営できるかどうかを検討さ

れました。

私は、ある方から御紹介いただきまして、この刈谷商工会議所の役員のお一人に話を伺いましたので、少し御紹介したいと思いますが、時代背景として第三セクターが余り成功していなかった時代、近くはラグーナ蒲郡のようなところも余りはやらずにいたと。刈谷には、そのとき特段観光名所と言われるものが何もなく、パーキングにもガソリンスタンドもなく、ほとんど工場だらけのまちであったと。もうかる算段がつかないまま地域を何とか盛り上げたい、何とかしようという思いで立ち上がったわけですが、当時、湾岸線は利用率もとても低く、すごく不安でもございました。公園法というものがとても厳しい規制がありまして、しかし、東京のほうでは公園の中にテントが並んだりすることを目にされたようで、それを参考にしながら、できることを一つずつつくっていかれております。資金のほうも三菱東京UFJ、それから三井住友、それから碧信、それからJAの共同出資で約20億を集められたということでございます。注目すべきは、災害時の避難場所としての利用を考えて、自家発電、それからトイレの確保、そして炊事場の確保を取り入れるという設備を備えているところにもございます。

平日は、高速道路からの利用者と下道からの利用者の割合が6対4で、高速道路が6、下道からの利用が4、土・日はその逆になっております。周辺住民からとても愛される設備を運営していきたいとの方針で、下道からの利用者がとても多いというのが特徴であるとのお話でございました。

本当にさまざまな御苦勞をされまして、不安要素はあったけれども、地域のために何とかしたいという思いがとても伝わってまいりました。私のアイデアをその方に少しお話しいたしますと、それはやるべきだと、例えばナガシマリゾートと連携をして無料バスをどんどん走らせてつなげれば、なお一層成功するんじゃないかというようなアドバイスもいただきました。

次のページをごらんください。

そうしますと、ハイウェイオアシス内の主な施設と書かれておりますが、民設民営の施設がずらりと並んでいることがわかります。

さらに1枚はねていただきまして、次のページですね。

参考までに時代背景と利用者数の増加が記載されておりますが、こちらは後ほどごらんいただければと思います。

次のページ、災害対策についてというところでございますが、先ほども商工会議所の役員の方の話の中にもありまして、平成25年度に災害対策としてこの地域の皆さんの避難場所として利用されることを想定しまして、マンホールトイレ、それからかまどベンチ、そして電源の確保ということで太陽光発電による非常電源を備えております。そのほかにも、

地域住民が主催のイベントも数多く開催されておられまして、この地域の住民との連携が十分にとれておられる施設でございました。

以上が簡単に刈谷ハイウェイオアシスについての説明ですけれども、今回の質問に当たりまして大変参考になる施設でございました。

持続可能な観光施設にするためには、やはり人が集まる場所でなくてはならないということが前提にあると思います。人が集まるには、さまざまな条件があると思います。

その次のページをごらんください。

私がこれまでに活動してきた中で、たくさんの方々から聞いたお話をまとめますと、次の点が上げられるのではないかなと考えております。

1つは、大規模でなくても観光スポット、見る場所がありますよ。それから2つ目は、食事ができます。個人様でも、特に団体の皆様でもバスで多方面から来ていただくような食事ができる場所が必要ではないか。そして3つ目は、やはりお土産が買える施設があること。最後に、刈谷ハイウェイオアシスでもございました地域の住民との連携を図っていることが必要だと。この4つが必要であると考えております。

次のページをごらんいただいて、やはりそのためには、公共施設ではなく民間が出資したいと思えるような観光の複合施設が弥富市にも必要であると考えました。しかし、民間がこのような事業を主導することは、大変難しいと思います。

そこで、次のページをごらんください。

やはり、行政にサポートしていただかなくては成り立つものではございません。手続のサポート、計画・策定も民間を巻き込んだ戦略会議の開催など、弥富市を挙げて、それぞれがそれぞれの得意分野を出し合っていただかなくてはこういった事業は成功しないと思います。

最後のページになりますが、その成功は、やはり行政が強く本気を出すということを住民に伝えていただくことが最初の一步ではないかと私は考えます。

少し長くなりましたが、以上が私の提案でございます。

この提案に対して、市長の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

観光施設と地方創生という形でどう結びつけられるかということにつきましては、いろんな成功事例を議員にお示しをいただきながら御紹介をいただいたわけですが、実は朝日議員は、まだその当時は市会議員ではなかったと思いますけれども、2年半ほど前にこのオアシス的な提案を県のほうからいただきまして、皆さんで御協議いただいたというか、御案内をさせていただいたいきさつがございます。

木曽川から名古屋までに、いわゆるハイウェイオアシスという形の中で、この4市2町1

村、海部地域の中での観光事業をそこから発信していこう、あるいはそれぞれの自治体を持っているメリットというものの、例えばお土産であったり、あるいは観光地であったりというようなところをそのオアシスから発信していこうということを御提案申し上げたわけでございます。これは一つの自治体でやることにおいては、余りにも大きなテーマという形では言わざるを得ないというふうに思っております。

そうした形の中で、県のほうから御案内をいただいたわけでございますが、これはしっかりと県議会議員の方も御承知であるわけでございます。私は、まずは県のほうでしっかりと御協議をいただき、そして構成自治体が、何が協力できるかというようなことを具体的に進めていかなきゃならないというふうに思っております。事実、こういうことはもう既に提案をされておるということを御紹介申し上げておきます。

その資料も私ども、あると思いますので、また時間があれば朝日議員にも御提供申し上げていきたいというふうに思っております。

それは、愛知県では担当副知事のほうも御理解をいただき、積極的に進めるべきだということのお話もいただいているところでございます。しかし、今少し頓挫しておりますので、また安藤県議会議員を含めてお話を持っていきたいというふうに思っております。

こういった形の中において大変重要になることが、やはりしっかりとしたその場所において継続的に雇用創出だとか、あるいは利益を生み出していないと、一時的なことになってしまうと、莫大な投資に対して民間も協力していただけません。そうした形の中で利益を出していく、あるいはその地域の活性化のためには、先ほども言いましたけれども、我々自治体がどう協力していくかということが大きなポイントになってくると思います。それが完成された暁においては、刈谷のハイウェイオアシスのようにすばらしい施設になっていくだろうというふうに思っております。

しかし、交通量の問題であるとか、あるいは道路交通網の問題であるとか、さまざまな要件がその施設においては重要になってくるわけでございますので、計画の段階でしっかりとやっていかないと、いわゆる砂上の楼閣というような形にもなりかねないというふうに思っておりますので、議員そういった形の中で成功例をいろいろと調べていただいておりますけれども、より細かな施策が必要ではないかなあというふうにも思っておりますので、今後、行政と一体的に進められればというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そのような提案が県からなされたということは、私も全く存じ上げませんでしたが、もしそういう計画が県から御案内であるということであれば、なお一層力を入れて安藤県議ともお話をさせていただきたいなと思いますので、引き続きの御協力をよろ

しくお願い申し上げます。

最後になりますが、これからのこうした地方創生の提案、私が今提案させてもらった以外の提案に対しても、各部署にまたがる案件であったりする場合に、地方創生担当課の方が各部署に御意見を取りまとめたりするのが非常に困難であるのかなあと思ったりしております。

その体制が現状整っておるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 体制についてでございますけれども、本市の地方創生に係る体制といたしましては、地方創生に特化した部門は現在ございませんが、各事業課ごとで取りまとめ課として秘書企画課が連携して取り組んでいるところが状況でございます。

地方創生に向けての各施策・事業につきましては、各事業課におきまして計画的に実施しておるところでございます。

また、弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や見直し、地方創生に係る補助金等の申請や実績報告の取りまとめにつきましては、私ども総務部の秘書企画課が担当をしておるところでございます。

地方創生の推進に当たりましては、弥富市総合戦略推進本部を中心に各事業課及び秘書企画課が連携いたしまして、総合戦略に係る各種数値目標を掲げておりますので、数値目標や重要業績評価指標、K P I でございますけれども、それと及び各事業の取り組み状況の検証につきましては、外部委員で組織する弥富市総合戦略推進会議において協議を行っていただく体制になっております。

地方創生に関する事業や提案が複数にまたがる場合につきましては、関係部署と連携いたしまして協議、計画、実施について取り組んでいくこととなります。調整役としての秘書企画課があるものとして認識しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 連携という言葉がございましたけれども、この連携を大切にしていたいてこれからも一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

人口減少は大きくはとまらないと思っております。子供がふえるにこしたことはございませんが、誰もがこの人口減少をとめる手だてを考えていると思います。しかし、現実はまだなかなかそれとは乖離され、服部市長がいつもおっしゃっておられます福祉を後退させないためにも、私たちは手を講じていかななくてはなりません。

その一環として、私の今回の提案が正解ではないと思いますが、議員にしかできないフットワークで、これからもこの課題に取り組んでまいりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は1件ですが、視察から学ぶネウボラについて。

厚生労働省は、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンである健やか親子21において、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策を基盤課題として位置づけ、フィンランドの妊娠・出産・子育てを継続して支援する仕組み、ネウボラという言葉が全国の母子保健関係者に注目を集め、支援の重要性が高まってきました。

10月24、25日と厚生文教委員会、富士宮市の福祉総合相談のワンストップ化と認知症の取り組みについて、習志野市へ習志野版ネウボラについての視察に行ってきました。

ネウボラについては、以前、炭竈議員からも質問があったと思いますが、今回、代表としてこのネウボラについての現在の弥富市の状況と、今後どう行政の方が取り組んでいくのかを質問させていただきたいと思います。

ネウボラとは、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援のことです。

習志野市では、昭和48年度から母子保健の最初のかかわりとなる妊娠届け出時に必ず保健師が妊婦やパートナーと面接し、全ての出生時の節目の時期に地区担当保健師が発育、発達、養育面を把握し、妊娠中から就学時まで切れ目ない母子健康支援を行ってきました。

妊娠届け時の妊婦と4歳未満の転入者に、保健師が面接しながら母子カルテを作成します。地区担当保健師が、発育、発達、養育面を中心とした妊娠期、赤ちゃんが生まれたとき、2カ月ごろの赤ちゃん、4カ月ごろの赤ちゃん、1歳6カ月時、3歳時、それぞれのプランの作成をします。そして、経過の把握・評価をし、産前から就学時まで切れ目のない支援を行っています。母子健康手帳交付時には、母子保護サービスについての説明、また妊娠期の健康について保健指導を行い、妊娠・出産・育児への不安の軽減を図ります。

また、子育て支援にかかわるワンストップ相談事業は、平成16年からスタートし、現在は相談事業を含む拠点、ヘルスステーションが市内5カ所に設置されています。

ネウボラという支援体制を必ず顔の見える支援でとのことから、見える化をすることにより、より安心して子育てができる制度をとっています。

現在、弥富市では高齢者の地域包括支援制度はありますが、子育てについての地域包括支援制度は確立していません。子育て支援事業として、弥富市の取り組みはどのようにされているのでしょうか。

まず、母子健康手帳はどのように渡しているのかをお聞きします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

保健センターに妊娠届を提出されました妊婦さんやパートナーの方に、保健師等が直接、母子手帳と母と子のしおり、母子手帳はこういったものになります。母と子のしおりについ

てはこういったものになります。この2つを交付しております。

習志野市のように、このときが妊婦の方と保健師とのかかわりの始まりというふうになっております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私もこの母子健康手帳を久しぶりに手にしました。中身を見てみま
すと本当に懐かしいなあと思いながら見たんですけれども、この健康手帳というのが本当に
妊娠時から6歳までのいろんな経過が記録できるようにできています。

それで、ここには余り詳しくは市の指導として載っていないのは、妊娠期の健康支援です
よね。これは病院に行かれて、先生なんかがこれに記帳されるという妊娠の状態なんかはあ
るんですが、妊娠時の健康指導というのは記載はされていませんよね。この妊娠期の健康支
援のほうはどのようにされていますか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 本市の妊娠期の相談支援体制といたしましては、
先ほどの妊娠届け時に妊娠届に関するアンケートを実施いたします。アンケートの結果及び
面接などにより、若年、鬱病、心の病のある方、それから妊娠期に不安のある方、その他支
援の必要な方、こういった方に継続的に妊娠中から担当保健師がかかわり、支援をしており
ます。

また、必要に応じ、児童課の家庭相談員とともに連携をとりながらかかわっている状況で
ございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） その母子保健サービスは、いつどのように説明をされているんです
ょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 一般家庭には、年間の母子保健事業のチラシ、
これは28年度のチラシでございますが、こういったものを3月の時点に各世帯に配付してご
ざいます。

個別には、妊娠届け時に母子手帳の活用方法、妊婦等健康診査、育児相談、離乳食講習会、
栄養相談等の説明・案内を行っております。

それから、赤ちゃん訪問時には、予防接種、3・4カ月児健診、1歳6カ月児健診、こう
いった健診事業の説明・案内を行っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 妊娠されると、妊娠・出産・育児へといろんな不安が妊婦さんには
出てくると思うんですが、そのときの不安の相談などはどのように対処しているのでしょうか

か、お願いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 孤立感や不安感、出産直後の健康面の悩みや育児不安について、まず妊娠期は妊娠届のアンケートや面談により、不安感や心の病のある方へは、継続的に妊娠中から地区担当保健師がかかわっております。出産後は、赤ちゃん訪問事業により、全ての出生児に対し地区割の保健師等が訪問を行い、すぐ担当保健師に連絡がとれるような体制づくりを目指しております。

ことし4月からは、養育支援訪問事業として、赤ちゃん訪問の実施結果に基づき、育児ストレス、産後鬱、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対し不安や孤立感を抱える家庭、さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に研修を受けた訪問支援員、保健師、助産師、看護師、こういった方が支援員になりますが、支援・訪問を開始し、養育上の諸問題の解決・軽減を図っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきますけれども、今、赤ちゃんを育てるということに対して大変不安な方が非常に多いというふうにも聞いております。例えば、夫婦のみで世帯を持って赤ちゃんができ、その赤ちゃんをどこにも預けられないとか、あるいは仕事との兼ね合いで非常に困ってみえるとか、そんなようなことがあるわけでございますけれども、私どもとしては、子育てするなら弥富市へという形で、一つの看板政策という大きなかもしれませんけれども、そんなことに対しては力を入れていきたいということで、今、平成29年度、来年度予算に対して、この赤ちゃん訪問等で、もう少し外部の講師等も含めてしっかりとした赤ちゃん支援というか、子育て支援というものができないかということを検討させていただいております。来年、29年度から具体的にスタートをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 習志野市では、妊娠届を出したときから保健師さんがかかわってくるわけなんですけれども、そのときにいろんな妊娠期からのプランを立てていくわけなんです。母子カルテの作成から、妊娠期のプランから始まり、赤ちゃんが生まれたときのプラン、そして2カ月ごろの赤ちゃん、4カ月、10カ月、1歳6カ月とずうっとプランを立てていくわけなんです。

先ほどの母子手帳になるんですが、これを見ますと節目のチェックリストというのがちゃんとあるんですね。このプランは、ある意味これと同じことかなとも思いました。そういう支援が、これにちょっと違っているととても心配になるなという、そういうあれもあるんですけれども、今、子育てについて、市長のほうから来年度からさらに充実させるというお話

がありましたので、またいろいろと変化してくるのではないかなあとと思っています。

習志野市の特徴のある事業の一つとして、こんにちは赤ちゃん事業ですね、これに対する母子健康推進員という方々の起用でした。この母子健康推進員とは、市長が委嘱する地域の先輩のお母さん方のことなんです。30名ほど見えるそうなんです、これは地域の先輩のお母さんが個別の訪問支援を行い、育児の悩み、相談事などをくみ上げ、担当保健師に連絡・連携をしているそうです。こんにちは赤ちゃん事業では、新生児・産婦訪問をすることで出産をきっかけに地域とかかわる機会もでき、安心して相談できる相手を見つけることができます。

また、里帰り出産など一時的な転入・転出者に対しても、転出先自治体、転入先自治体と連携をして可能な限り対応しています。

赤ちゃんが誕生して40日以内に産後サポート、電話相談、新生児・産婦訪問があり、2カ月ごろには母子健康推進員の訪問があり、この時期で乳児家庭全戸訪問をします。その後、4カ月健康相談、10カ月児健康相談、1歳6カ月児の個別健康診断、そして3歳児と、ずっと続くわけなんです、1歳6カ月児と3歳児健康診査は集団健診ではなく、それぞれのかかりつけの病院で健康診査を受けるそうです。就学時健診、健康教育がありますが、地区担当保健師から全数を対象とした事業です。

習志野市では保健師のかかわりは多く、現在42名いらっしゃるそうですが、1人で受け持つ人数は100名ほどだそうです。毎年ニーズも多くなり、これから先、人材も数多く必要になっていくとのことでした。

弥富市では新生児・産婦訪問事業はどのようにしていますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

出産後に妊婦の方から赤ちゃん訪問連絡票、こういった連絡票をいただきます。この連絡票をいただきました後に、当市の保健師が全ての出生児に対して、地区割をいたしました保健師が訪問をさせていただいております。このときに母子カルテというカルテを作成いたします。

この赤ちゃん訪問では、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供を行っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員、質問の途中ですけど、1時間以上会議を始めてから経過しましたので、ここで暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 続けさせていただきます。

質問ですが、新生児の健康診断、健康診査はどのように行われているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

生後1カ月ごろと生後6から10カ月ごろ、この2回、乳児の体の状態を指定の医療機関で健診・診査を行っています。

また、保健センターでは、集団健診という形で3カ月から4カ月健診で成長・発達の状況を診たり、乳児期に起こりやすい病気・疾病、運動機能、視聴覚などの異常を早期に発見することや、健康管理、保健指導を行っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 弥富市では、保健師さんの人数はどのぐらいいて、その方たちの役割というものはどのようなものなのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 健康推進課に、母子保健事業、予防接種事業を行う保健指導グループに4名、がん検診事業、集団健診事業、健康増進事業を行う保健予防グループに3名、育児休業中の職員が1名、健康推進課としては計8名でございます。この8名で地区割をいたしまして、保健師が訪問をいたしております。

また、保険年金課には、特定健康診査、特定健康保健指導事業担当として2名在籍しております。合計10名の保健師が役所内に在籍しております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 保健師の資格は国家試験でもありまして、誰でもかわりができるというものでもありません。人材はとても大切ですし、本市においてもこの人材が有意義に活躍できる場所が必要ではないかと思うんですけれども、きっと課長さんはおわかりになると思うんですが、弥富市で年間どのくらいの新生児が誕生するんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 直近の2年、26年、27年でお答えさせていただきます。

平成26年の新生児につきましては367人、27年については346人、これは住民基本台帳のほうからの資料でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございました。

この数が多いのか少ないのか私にはちょっとわからないんですが、これは年々減っていく傾向にはあるんでしょうか。

もう一つ興味を持ったのは、親の健康づくり、これも子育てを乳児のことでいろいろ訪れた人に、その親と子、子供の健診に来る親に対して親の健康づくりにも市のほうが意識しているということだったんです。妊娠・出産を一つのきっかけとして、生まれてくる子供のために親の健康に対する考え方を改めさせる制度をとっているということなんですね。子供への害となる喫煙をやめさせる指導をしたり、生活習慣の改善のために指導したり、子供の歯科健診に合わせて親の歯科健診を促したり、きっかけに対するこのようなアプローチは弥富市としても見習っていくところがあるのではないかと思います。

今回の視察では、子育て支援にかかわるワンストップ総合相談事業ネウボラについて学んできました。弥富市の「子育てするなら弥富で」というキャッチフレーズをさらに充実・拡大し、きめ細やかな支援をすることにより、子供を産み育てる世代の増加になればという思いもあります。まだまだこの近隣地区では、このような取り組みはなされておられません。本市においても、このネウボラ弥富版というものをつくっていただいて、子育てするなら弥富という、妊娠から中学を卒業するまで、弥富市に合った、習志野市がいいからといってそのままそれをのみ込むんじゃなくて、弥富市版というものもつくっていただけるといいんじゃないかなあと思っているんですが、最後に、行政としてこのような取り組みに対してどのように考えていらっしゃるのか、また今後、弥富市としてもネウボラに対してそういう考えがあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

ネウボラは、フィンランド語でアドバイスの場所という意味がございまして、子育て支援を行う場所という意味でございます。妊娠から出産、子供が生まれた後も、基本的には6歳まで切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスのことでございます。

一人一人を大切にし、血の通った政策を貧富の差にとらわれず全員に提供するという考えから来ており、我が市も学び、改善するところがたくさんございます。

本市では、妊娠期、出産直後、子育て期と各ステージを通じて切れ目のない支援が行えるよう、保健師等は専門知識習得のため各種研修へ積極的に参加し、専門性を生かした相談・支援を行い、母子保健を中心とするネットワーク、医療機関、療育機関等へつなげています。今後とも保健センターが拠点となり、ネウボラによる支援を参考にして、児童相談所、保健所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、保育所、のびのび園、児童課等と

連携・ネットワークによる支援体制をさらに強化していく必要があると考えております。

先ほど課長のほうから答弁がございましたが、平成28年から療育支援訪問事業といいまして、保健師が訪問した際に、特に療育支援が必要な家庭に対しては、さらに私どもの研修を受けた保健師等が訪問して、保護者の育児等の能力を向上させるための支援事業をこの4月から始めさせていただいております。

また、市長からは、平成29年からは新たな子育て支援事業を始めていくというお話もございました。

そして、このことは3月議会の一般質問での市長からの答弁にございました、新庁舎の建設時に総合的な子育て支援窓口の設置、子育て世代包括支援センターの設置へとつながり、制度の確立を目指していくものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） このネウボラにつきましては、以前にも炭竈議員のほうから、妊娠・出産、そして育児、そして子育てと一貫した行政としての対応が必要ではないかということをお話をいただきました。

そのとき私も答弁をさせていただいたのは、切れ目のない施策を打っていかないとけないということと同時に、先ほど所管の担当部長のほうからも言いましたように、やはり縦割り行政ではなくて、いわゆる横割りというか連携をとれるような、そしてまた保護者の方、あるいは親御さんからすれば、子供のことについてはここの部署へ行けば総合的に理解できるというような部署をやはり設置していかないとかなあというふうにも考えております。

私のほうからも、民生部長が言いましたけれども、新しく新庁舎が建設された折においてはそのような窓口を設置していきたい、そして子育てということに対して行政の役割をしっかり果たしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 市長から新庁舎が建設されるのを機にそのようなお考えがあるということをお聞きしまして、ありがとうございます。

本当に切れ目のない支援というのは、親御さんも子供もですけれども、今、いじめ問題、あと虐待、いろいろ子供に関する課題も多くなってきています。切れ目のないところで、そういうところが早期発見できる可能性もありますので、ぜひ新庁舎ができた折にはそのような体制がとれるように強く要望いたしまして、また市長さんにもよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは2点、まず動物に関連した環境、教育、防災について伺ってまいります。

初めての事案でもございますので、少々前ふりが長くなりますが、我慢して聞いてください。

2016年度の学校基本調査の速報値によれば、全国における専修学校を含む高校生以下の生徒・児童数は約1,531万5,000人。今や子供の総数よりもペットの総数のほうが多いと言われておりますが、そこで日本ペットフード協会の調査によりますと、平成27年度犬猫飼育実態調査では、各家庭でペットとして飼われている総数は、犬が991万7,000頭、猫が987万4,000頭であり、約2,000万頭となっております。まさに日本はペット大国と言えます。

しかし、そんな中で、1年間に自治体の保健所や動物愛護センター等に引き取られる犬や猫の数は年間およそ15万1,000頭に上ります。その引き取り数は年々減少はしておりますが、1年間に引き取られる犬は5万3,000頭、これは全体の35%、猫は9万8,000頭で65%となっております。

自治体に引き取られた犬や猫は、自治体等の努力により飼い主へ返還をされたり、新たな飼い主を探す取り組みが行われております。この取り組みにより、年間およそ5万頭の犬と猫が返還・譲渡されていて、その割合は年々増加をしております。

しかし、自治体等の返還・譲渡の取り組みも、予算や人員、体制、収容力などにも限界があり、引き取られた犬や猫の約7割のおよそ10万1,300頭がやむなく殺処分をされているのが現状であります。

さて、皆さんは「78円の命」という絵本があるのを御存じでしょうか。

豊橋市の谷山千華さん、現在は豊橋東高校の1年生なんですが、東田小学校6年生のときに書いた作文「78円の命」が絵本になり、再び全国で注目を浴びております。「78円の命」は、猫の殺処分にかかる費用がわずか1匹78円だと知った谷山さんが、命の価値が78円なのかと心を痛めたことを小学生ならではの素直な感性で書いた作品で、2012年の豊橋市内小学校話し方大会で最優秀賞を受賞いたしました。その一部を御紹介いたします。

「近所に捨て猫がいる。その猫は目がくりっとしていて、尻尾がくるっと曲がっている。真っ黒な猫だったので、魔女の宅急便からキキと勝手に名づけてかわいがった」との冒頭から、やがてそのキキは赤ちゃんを産みます。けれども、ある日突然、子猫の姿が見えなくなります。聞いてみますと、〇〇センターへ連れていったよと言われ、彼女はパソコンで調べてみると、そこには残酷なことがたくさん載っています。

本文に戻りますが、「飼い主から見捨てられた動物は、日付ごとにおりに入れられ、3日間の間飼い主を待ち続けるのだ。飼い主が見つからなかったときには死が待っている。10匹単位で小さな穴に押し込められ、二酸化炭素が送り込まれる。数分もがき苦しみ、死んだ後はごみのようにすぐ焼かれてしまうのだ。動物の処分、1匹につき78円」。

少し飛びますが、作文の最後の部分です。

「命を守るのは、私が考えるほど簡単なことではない。生き物を飼うということは、一つの命にきちんと責任を持つことだ。おもちゃのように捨ててはいけない。今も近所には捨て猫がいる。私は、かわいがっていいのかわいかずずっと悩んでいる」という内容であります。

その後、作品は豊橋市内小学校の道德の授業などで扱われるようになり、地元の情報紙や市民団体などが取り上げて多くの反響を呼んできました。2020年には、愛知県内全域の道德の授業で使う副教材に掲載されることも決定をしております。

こうした中で、東京在住のライターや写真家、デザイナーらの目にとまり、この作品を通して、命について考えるきっかけづくりをしたいと、この作品の絵本化、ポスター化、リーフレット化するプロジェクト「78円プロジェクト」が発足をし、インターネットで資金を募り、製本化に至ったものです。

当時、製本化した本は、「78円の命」のとおり78円で発売をされておりまして、あっという間になくなってしまいまして、私が購入したのは再販版でございまして、これは780円いたします。市内の書店でも買えますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

平成25年9月より施行された改正動物愛護管理法では、動物の虐待を防止して命を大切にすること、愛護と、自分の飼っている動物が周囲に迷惑をかけないように飼養をすること、管理という2つの目的からつくられた法律であります。

特に今回、終生飼養の徹底は、今回の改正の中でも大きなポイントで、飼い主は最後まで責任を持って飼うことが明記をされました。犬や猫は、15年も20年も生きる動物であります。自分の寿命や健康状態、環境など、最後まで飼い切れるかを考えてから飼いなさいということとであります。

終生飼養の確保は、動物取扱業者にも求められます。ペットショップで売られている子犬や子猫が売れ残ったらどうなるのかは不明な部分もありましたが、今回、販売できない動物の譲渡先などを事前に届け出ることが義務づけられております。

また、行政は、飼い主や業者から動物の引き取りを求められればほとんど応じてきましたが、終生飼養に反する理由での引き取りは拒否できるようになりました。つまり、身勝手な処分や飼養放棄は許されなくなったわけであります。

また、平成25年11月には「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」も動き出しております。これは愛知県のホームページでも掲示をされております。

しかし、その一方で、行き場を失った命を引き取るビジネスが横行し、悪質な引き取り業者が劣悪な環境で飼育をしたり、遺棄をしたりする事件が絶え間ないのも事実であります。

弥富市におけるペット飼育頭数は、本年6月末現在で犬が2,735頭、猫は登録制でないため詳しい実数は読めませんが、市内獣医師さんにお尋ねをしたところ、3,000頭は超えるよ

うであります。犬猫に限りますが、これに全国の世帯当たり平均飼育頭数に当てはめると、4,000世帯から5,000世帯の御家庭で飼育をされていることになります。

子供たちが教育の場で命の大切さについて学んでいく中で、大人社会が真逆のことをしてはいけません。ペットの飼育については、ふんの放置など一部の飼育マナーを守らない飼い主がおられることで苦情を受けることがしばしばありますが、そういったマナーの啓発も含め、殺処分ゼロに向けて弥富市の認識と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） まず、飼育マナーにつきましては、市民の方から散歩時のふんなどの相談をいただいております。市の広報紙には、不定期ではございますが飼育マナーを掲載し、飼い主の方に対して啓発を行っております。また、区长、区长補助員様からの要望によりまして、ふんの持ち帰りを飼い主が行うよう看板もお渡しをしております。

殺処分ゼロの取り組みにつきましては、一番大切なことは収容される動物の数を減らすこととでございます。動物を飼うときは、最後まできちんと責任を持つ自覚と、人間のエゴのために殺処分されないよう動物たちのことを思う命の大切さを飼い主の方に理解していただけるように、獣医師会などの関係機関の協力を得て啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、動物愛護センターに収容される前には、捕獲情報をもとに登録台帳で類似しているかなどの確認や、警察、動物保護管理センターとの情報共有などによりまして、できる限り飼い主に戻るように対応をとっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 現に飼い主の方から、飼い犬がいなくなったということがネットに出たりもしますと、市のほうにも問い合わせがあつて、その際、市が保護したものにしましては、愛知県の愛護センターに一応移送されて、そちらのほうでホームページで、こういうワンちゃんなり猫ちゃんを預かっていますよという掲示もしております。そういう御案内もしていただいているということで、迷子犬、迷子猫などが飼い主のもとに戻る努力をしていただいているのを存じ上げております。

続けて質問させていただくんですが、最近、野良犬は見かけなくなりましたが、野良猫はしばしば見かけます。

現在、中核市を中心に野良猫問題を解決する方法として、地域の理解と協力を得て野良猫を管理する地域猫活動に対する不妊去勢手術費用補助金の交付事業を実施している自治体がふえております。

地域猫活動とは、特定の飼い主がいない野良猫に不妊去勢手術を行い、地域が決めたルールに従って餌のやり方やふんの始末などを地域で管理する活動をいいます。野良猫は年に2

回から3回子猫を産み、ネズミ算式にふえます。そうした猫の増加を抑制するとともに、発情期の鳴き声や尿スプレーによるおいなどの迷惑も軽減させることができます。地域猫の寿命は数年と言われておりますので、徐々に数が減っていくことになり、結果的に猫による被害の減少が期待できます。

また、飼い猫の責任の持てない繁殖を行わないよう不妊去勢手術費用の補助を行っている自治体もございます。殺処分ゼロを目指す上で、弥富市も近隣自治体と連携・協力をして検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 現在、弥富市では、野良猫を含めた犬・猫に対する去勢・避妊等の手術費補助を行っておりません。全国的には、一部の自治体で補助をしており、愛知県内で見ますと15自治体が補助をしておりますが、近隣の市町村では、飛鳥村を除いて補助をしていない状況でございます。

地域猫活動を含めた犬・猫の問題は、考えていかなければならないものと認識をしておりますが、一番重要なことは無責任な飼い主を減らすことでございます。安易に飼って安易に捨てることがどんなにいけないことなのか、啓発に取り組んでまいります。

動物愛護は、何も動物のためだけではなく、動物に優しく、命を大切にする社会は、人間にとっても生きやすいはずでございます。そういう意味で、殺処分をするという悲しい運命の犬や猫がいなくなることを誰もが願っています。

処分をなくすためには、国の予算と法律改正が必要な事項から、運用・改善事項までさまざまな事項がまざっております。国・県、県内自治体の動向を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 部長からそういう御答弁をいただいたんですけど、実際、野良猫というのはいるわけですね。市のほうにもそういう苦情が一部あるということもお聞きをしております。

本当に今、部長のおっしゃるように、飼い主がしっかりマナーさえ守ればそういう悲劇は起こらないわけですけど、残念ながらそういう現状であると。野良猫というのは、さっきも言いましたように、不妊しなければふえ続けていってしまうわけです。猫の居住範囲といいますのが、縄張りというんですかね、そんなに広くないもんですから、水際であれば各自治体に反映していくこともないんでしょうけど、やはり住みにくいとなれば、猫も必死で生きておるわけですから移動していくわけですね。食べ物があるところ。こういう目に見えないところで被害が生じてしまうと、やはりそのときに、例えば決断をしたときに、数がふえてしまった後に決断したときに何か手を打たなければならないときは、かえってたくさんの

財政に負担がかかるということもございます。子供の目にとまるところで猫が車にひかれて死んでいるとか、餓死して死んでいるとか、そういうことが目につくような環境に置くということは、やはり我々大人社会に生きる者として、触れさせたくない部分じゃないでしょうか。

そういう意味で検討していただくということですので、近隣自治体の様子、愛知県でも特に豊橋なんかは、こういうこともありますから取り組んでいらっしゃいます。去年は神奈川県ですと殺処分はゼロだったという御報告もいただいております。やればできると思うんですね。ただ殺さないだけで、何もしないというわけにはいかないですけど、一番大事なことは、弥富市内でも4,000から5,000世帯のペットを飼育されている御家庭があるわけですから、繰り返し、先ほど民生部長が言われたように獣医師さんの協力も得ながら、しっかりそういうマナーを確認していただいて、モラルというものを上げていっていただきたいなと思います。

続けて質問させていただきます。

次に、動物飼育介在教育について伺ってまいります。

全てではありませんが、市内の小学校、保育所には飼育小屋があり、ウサギや小鳥など小動物が飼われております。これには目的があり、学習指導要領にもあるように、動物飼育を通じて命の大切さ、他者を思いやる心を育むためであります。

しかし、全国的に飼育状況を見ますと、学校によって方法が定まっておらず、むやみに繁殖をさせてしまったり、病気になっていても気づかず死なせてしまったりして、とても目的を達せられているとは言えません。

実際、動物を飼うというのは、先ほどもありましたが大変な苦勞を伴います。現場の先生方も日々の激務に追われ、十分な知識も得ないままに飼育に携わっているのが現状です。そういった現状を打開するため、専門医である獣医師の方々が立ち上がり、学校施設を訪問し適切な飼育指導をしたり、病気がないか診察をしたりして、本来の目的達成のために奮闘をしてくださっております。

獣医師の先生方の活動に、動物ふれあい授業があります。これは現在、県下の学校から依頼を受け、小学校の1年生、2年生を対象にウサギなど小動物との触れ合いを通じ、命の大切さ、他者を思いやる心を学ぶというものであります。

6年ほど前になりますが、依頼のある学校だけで行っていた動物ふれあい授業ですが、当時の教育長、教育部長に桜小学校での実際の授業を見学していただき、高い評価をいただきました。その後、市からも全小学校に紹介をしていただき、現在は弥富市でも海部獣医師会の協力のもと、毎年数校の市内小学校で動物ふれあい授業として行っております。

質問ですが、これまでの実施を通し、学校、また市としてどのように認識をしておられる

のか、そして今後の展開について伺います。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 動物飼育介在教室につきましては、現在、小学校でウサギを初めとしたさまざまな生き物を飼育しており、こうした生き物とかかわる体験を通して生命の誕生や死などを経験し、命のとうとさを実感しております。

具体的には、弥生小学校、桜小学校、栄南小学校、日の出小学校、十四山東部小学校では、先ほど議員からもお話がありましたように、愛知県獣医師会の先生方を講師にお招きして、学校で飼っている動物の飼育の仕方や生態、体のつくりなどを学び、実際に触れ合って動物の体温、温かさを感じたり、聴診器を使って心音、鼓動を感じ、動物の命を体感する動物ふれあい教室を実施しております。

市としましては、小動物に触れ合い、さまざまな生き物の飼育に直接かかわることは、動物など自分より弱い立場にいるものに対しての思いやりや命を大切にする態度を養い、生命に対する尊敬の念を持たせ、自分の周りの自然環境に対しても配慮できる人間を育てるとともに、豊かな心を育むことにつながる教育であると認識しております。今後とも動物飼育等を通した心の教育を推進してまいりたいと考えております。

ただし、動物との触れ合いということについては、動物アレルギーの問題もあります。日常の授業では取り入れることは難しい現状でもあることから、小学校低学年では、校外授業で動物園や水族館に出かけて、生き物を意識した学習の場として取り組んでいる状況でもございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） そのアレルギーの問題に関しましては、獣医師の先生方も十分に考慮しておりまして、においであるとか、例えば毛であるとか、そういったいろんなアレルギーに対しての対処もしていただいておりますのでね。ただ、子供がかわいそうなのは、子供はさわりたいわけですよ。やっぱり見るよりさわる。さわるより、本当に近ければ近いほど生き物に対して、また命に対しての親近感といいますか、本当にさわっても痛くないかなあとか、こういう抱き方をしてもいいかなあとか、本当に課長おっしゃった他者を思いやるという思いが育まれるすばらしい授業ですので、課長は見られましたですか。参加していますか。

○学校教育課長（水谷みどり君） これからです。

○12番（堀岡敏喜君） これからですか。ぜひお願いいたします。

市としてもしっかりと続けていっていただけるということですので、格差というんじゃないですけども、そういうことが起こらないように、先生方の御都合もあるでしょうけれども、何せ主体は子供さんですので、大人が苦勞してできるのであれば、ぜひやっていただき

たいと思います。

続けて質問させていただきます。

次に、防災について伺います。

先月6日、地震・津波を想定した県を挙げての総合防災訓練が行われました。自衛隊、消防、警察、医療機関、ボランティア団体など、関係団体が発災直後からの体制や連携の確認、救命救護、初期復旧の実技など大規模な訓練でありました。

市民参加の分野では、土のうの作成と積み上げ、実際の火を消す初期消火、孤立した集合住宅からヘリによる負傷者の搬送、社教センターアリーナを避難所とした避難所運営など、実際に直面するであろうことを想定した意義ある訓練であったと思います。

本題に入る前に、その社教センターでの避難所訓練に参加された方々から、至急に改善が必要ではないかと御意見を伺い、日常も有用であると思いますので、まず伺います。

地震の後、電気がとまり、エレベーター等は使えないことから、外階段から車椅子、また負傷者を数人で搬送する訓練を行ったそうです。なければならないで対応しなければなりません、スロープがあればもっとスムーズに行えたということでもあります。

実際、私の地元の防災訓練では、担架による搬送訓練を行いますが、大人1人を素人が4人で運ぶのは結構大変です。まして、車椅子のように重量があるものを階段で搬送するのは、なおさら危険です。これは運んでいる人もけがするという危険もございます。避難所に訪れるのはお一人やお二人ではないでしょうし、また医療機器を携えられている方や、ベッドで寝たきりという方もいらっしゃるかもしれません。日常的にも、1人ずつしか乗れないエレベーターを使わずとも、スロープがあれば付き添いの方と上れます。

また、社教センターのアリーナは収容人数も多いことから、これからも弥富市で行われるスポーツの大会、文化イベントなどに使用されることと思います。その際には、入場や機材の搬入などにも大変便利であります。

防災訓練という共助から、必要とされる事前の公助として要望が出されております。公共施設の利便性向上、バリアフリー化推進の観点からも、アリーナにつながるスロープの設置をぜひ検討していただきたいと思います。市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） まず初めに、本年11月6日に行いました愛知県・弥富市津波・地震防災訓練に多くの関係機関、市民の皆様に参加いただきました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

この訓練では、社教センターで避難所開設訓練が実施され、桜・日の出学区の方を中心とした皆様に有意義な訓練をしていただいたところであります。

一次避難所になっております社教センターのアリーナに避難していただくに際し、車椅子、

負傷者の方の搬送のため、スロープが必要ではないかという御提案でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法及び愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づきまして、スロープにつきましては、傾斜を12分の1以下とする。それから、有効幅は120センチ以上とする。車椅子を考慮する場合には150センチ以上を設けなさい。踊り場は150センチ以上とするなど、さまざまな基準があります。

現在の社教センターの現状を考えますと、北側、南側は水路、筏川に挟まれております。また、西側には県の埋蔵文化財センター、それから東側には市民プール、イベントなどで使われますはなの木広場があります。社教センターのアリーナの床は、地上6メートルの高さとなっており、県の基準をクリアするには長さ80メートル近くのスロープが必要となり、現状では非常に困難な状況となっております。

したがって、今後も防災訓練やコミュニティ活動を通じまして、市民のつながりや活力・共助の精神にあふれる地域づくりに努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 当初の段階でも、かなり厳しい、難しい状況であるということは伺っております。北側ですかね、県の土地、また国の所管する土地もあって、なかなか自由がきかないということもありますけれども、事は人の命にかかわる問題でもございますので、どうしたらできるのかという観点で検討していただきたい、そのように思います。

実際にスロープがないと、でも避難所は2階なわけですし、今、生涯学習課長がおっしゃったように6メートル高さがあって、かなり階段も長くて急勾配なんですよ。これを本当に人で搬送していくということになると、御自分の命からがらで避難所に来ている状況で、本当にその手助けができるのか。そういったコミュニケーションのつけ方というのもふだんの訓練から、今おっしゃったように共助でやればいいんですけれども、事前のもので、こうしてもらったほうがもっとスムーズにいくだろうし、あそこに行けば助かるということも、例えば車椅子の方であるとか、医療機器を携えなければならない人であるとか、そういう例えば希望といいますか、そのためにあそこに行くんだという一つの目標にもなります。ですので、かなり困難なことであるとは思いますが、ぜひとも設置に向けて研究して、関係機関にも問い合わせいただきたい、そのように思います。

○議長（武田正樹君） それでは、質問の途中ですけれども、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、午前中に引き続きまして質問させていただきます。

動物に関連する質問でございます。

先ほどは質問の中で防災訓練に関しての市民からの要望を伝えさせていただきました。まずは本題のほうに入らせていただきます。

さて、その避難所運営の訓練に先駆けまして、参加地域に避難所運営マニュアルが配付されたと聞いております。これは危機管理課からお預かりした避難所運営のマニュアル、かなり大がかりなものであります。マニュアルの中には、過去の災害において混乱する避難所運営で大きな課題の一つとなりました被災ペットに関連した記述が初めて記載をされました。過去の災害を教訓に地域住民に課題を投げかける意味でも画期的な取り組みだと思えます。ここは済みません、飛ばします。

今後、このマニュアルを軸に地域で訓練を重ね、さらに煮詰めていっていただき、生きたマニュアルになることを期待したいと思います。そのためにも市におきましては、地域住民に対し、さらに防災意識、自助意識向上と、地域で課題を共有し、日常でのコミュニティの強化に向け、啓発に力を注いでいただきたいと思います。ペットを飼われている世帯にとって、今回のマニュアルは災害時の対応を考えることで地域防災について取り組むきっかけになると思います。

本年3月議会におきまして、有識者の講演よりもその人にとって身近なことのほうが防災への取り組みのきっかけになり得るとの、防災おばあちゃんと呼ばれる南部美千代先生の言葉を紹介させていただきました。冒頭に申し上げましたとおり、弥富市内には犬または猫などのペットを飼われている世帯は4,000から5,000世帯いるわけですから、そういった方々に高い確率で伝わる方法として、市内の動物病院から一声をかけていただきながら、災害時の動物対応マニュアル、またはリーフなどを直接渡せば、無駄なく価値的に伝わるのではないのでしょうか。市内の獣医師さんの中には、実際に被災地に行かれ、現地で対応する中で事前の備えや発災後の対処など知識をお持ちの方もおられます。犬や猫だけでなく、その他の動物に対してもアドバイスをもらえれば、個人としての防災意識はぐっと高まります。

市は災害に備え、民間企業や団体等と災害協定、または応援協定を締結されておりますが、殺処分ゼロへの取り組み、動物ふれあい事業、先ほど申し上げました防災啓発の取り組みなどを考えれば、専門家である獣医師会との協定も締結しておくべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

獣医師の方のお力は、議員おっしゃられますように、殺処分ゼロの取り組みや災害時における飼い主が不明となったペットなどでの対応の協力、また日ごろからペットの対応についての知識などを直接飼い主さんに話せることなどは、災害時にとても役立つものでございます。動物、ペットの専門家である獣医師会との協定は大変意味あるものだと思っております。今後検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 部長がおっしゃったとおりでございますので、せっかくこういういいものができ上がって、今後ホームページに掲載をされるということですが、載せましたよということではなくて、各自治体、防災会等も活動をされておりますので、この中身を見ますとさまざま、ペットだけではなくて病床の方、要配慮者の方、赤ちゃんに対する対応とか、またさまざまな事情で今回今までの災害で課題になった女性への取り組みのことであるとか、いろんなことが課題として上がってまして、すごい考えさせられるマニュアルになっております。ぜひこういったことを、ただホームページに載せるだけじゃなくて、いかに市民に伝わるかを考えていただいて啓発につなげていただきたいと思います。

市長、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 災害時における一時避難のあり方につきましては、いろいろと5年8カ月前の東日本大震災以来、それぞれの自治体が取り組む大きな課題であるわけでございます。

そんな中でペットをどうするかということにつきましても、ペットを飼ってみえる方にとっては本当に家族同様でもあろうと思っておるところでございます。我々としてはまだそこまでの細部についてしっかりとしたマニュアルを作成しておりませんけれども、やはり先進市町というか、今までのそういった形の中において定めてみえるところにつきまして、しっかりとこれを見習うというか、検証させていただきたいと思っておりますけれども、原則はやはり人とペットが同居することはまず難しいだろうと思っております。ペットを別のところに我々が確保するような形をお願いをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。そんなことで、今後検討していきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長が言われるとおりですね。災害時に被災地のほうに赴かれた獣医さんのお話によりますと、やっぱり災害を事前に考えるペット世帯は、特に犬などを飼われている方、放し飼いでリードだけで隔離することはできないんです。やっぱり災害のことを考えれば、それなりのゲージを用意しておくことも必要ですし、そういったことも市から

シャワーみたいに言ったって伝わらない。やっぱり獣医師さんの専門家から犬のストレスを少しでも軽減させると、そういうことにもつながります。

ペットに対しての防災意識を高めるということは、次の質問で2025年問題についての認知症のことにも触れるんですけども、いわゆる単身世帯の方がペットを飼育されているということもあります。そういう地域の連携という意味でも獣医師さんの方にも課題を共有していくという上で、やはり連携体制をとっておいていただきたい、このように思います。

それでは、大きな2点目に入らせていただきます。

ちょっと早口で進めさせていただきます。

それでは2点目の質問、2025年問題における認知症対策、地域の見守り体制の強化と啓発のあり方について伺ってまいります。

2025年まであと9年、2025年問題として問題視をされクローズアップをされてきましたが、いよいよ現実味を帯びてまいりました。毎年200万人程度だった出生数が第2次世界大戦後の1947年から49年、昭和でいいますと22年から24年では年間約270万人まで一気に上昇をしました。このベビーブーム期に生まれた世代は団塊の世代と呼ばれ、約800万人と人口も多く、消費文化や都市化などの経験をした戦後を象徴する世代であります。この団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年、それが2025年であります。日本は2008年の1億2,808万人をピークに人口減少社会に転換をし、さらに急速な高齢化が問題でありました。しかし、2025年以降は15歳から64歳の現役人口も減少するため、日本人の5人に1人近く、2,179万人、18.1%が75歳以上という超高齢社会が到来をいたします。

2013年現在、生涯医療費は75歳から79歳にピークを迎え、要介護になる可能性は75歳から上昇していることから、2025年ごろには医療、介護、福祉サービスの需要が高まり、医療と介護などの負担と給付が大きく変わり、健全な社会保障財政の運営に影響が出ると言われてまいりました。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れるとも指摘をされております。

2025年には団塊の世代が75歳以上となるため、2015年に11.8%だった75歳以上の人口の割合は、2025年には18.1%に上昇をいたします。また、長寿化の影響で2055年には75歳以上の人口は2,400万人超で高どまりをします。現役世代（15歳から64歳）が減少するため、2060年には4人に1人が75歳以上という超高齢社会となります。このため1965年には現役世代9.1人で65歳以上1人を支えていたのが、2012年には2.4人、2050年には1.2人で支えることになります。

また、高齢になれば疾病などにかかるリスクも高まります。厚労省の生涯医療費の推移を見ますと、75歳から79歳でピークを迎えると先ほども申し上げました。また、75歳以降には

生涯の医療費の約半分がかかるということがその統計からわかっております。

介護はどうでしょうか。要介護（要支援）になるリスクは75歳から、先ほども申し上げましたとおり急上昇をし、85歳から89歳では半数が要介護の認定を受けておられます。また、認知症高齢者も2025年には600万人になると推計をされております。しかも、75歳以上のひとり暮らしの高齢者数は男女ともふえ続けます。2025年には290万人、特に女性では4人に1人がひとり暮らしの状態であります。

給付とバランスについて、社会保障と税の一体改革の推計では、2012年度と2025年度の給付費を対国内総生産で見ますと、年金は11.2%から9.9%に下落をします。一方、医療は7.3%から8.9%へ上昇、介護は1.8%から3.2%へほぼ倍増する見込みであります。介護、医療の負担と給付が大きな問題であるということがわかります。

このため高齢者の保険料負担を見ても、後期高齢者医療は月5,400円から6,500円と上昇します。また、介護では月約5,000円から8,200円になります。介護保険料は月5,000円が負担の限界とも言われ、深刻な問題であります。高齢世代だけでなく、現役世代の負担も重くなります。そこで、消費税率の引き上げのほか、高所得の高齢者への社会保障や税の負担増を進めています。しかし、増税と給付削減は若年世代ほど負担が重くなり、高齢者になったときには給付が十分ではないという結果にもなりかねません。

2025年問題は単年で終わる話ではありません。団塊の世代が65歳以上になる2015年、昨年でございますが、4人に1人が75歳以上の超高齢社会が到来する2025年、それぞれの節目になる年に向け、社会保障をどのようにするのか。給付を削減し、負担だけを求めるのでは解決はいたしません。大きな問題です。

国においても、人口減少に応じて地域での生活を支えるために、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活ができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保をされる地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

また、地域の福祉のニーズに対応した多世代交流、多機能型福祉の小さな拠点の整備も進めております。

また、全ての人が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指して、福祉サービスや人材に関する連携などの検討も始めております。このような2025年問題を弥富市では、幸があふれ、生き生きとした幸齢社会にするのか。私たちには待ったなしの取り組みが突きつけられております。

質問ですが、2025年まであと9年、市としてどのように認識しておられるのか。また、地域包括ケアシステムの構築はどのような形で推進をされているのか、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富市の高齢化率でございますけれども、本年4月1日現在23.9%でございました。団塊の世代が後期高齢を迎える2025年が高齢化のピークと言われておりますが、本市の第6期介護保険事業計画では25.6%と予想しております。

急激な高齢化に伴い、介護サービスの必要性が高まっていることから、その対策として地域包括ケアシステムの構築が最も重要だと思っております。地域包括ケアシステムの目的は、高齢者が在宅を基本とし、できる限り住みなれた地域で生活の継続を支援することであり、要介護者の増加を踏まえたサービス全体量の拡充や、医療、介護、保険、福祉の連携でございます。

本市では、社会福祉士、保健師、介護職員、行政など多職種で構成する地域ケア会議を開催して、地域の課題を解決するため情報交換や事例検討会を重ねてまいりました。平成18年度からは地域包括支援センターを中心に新たに要介護認定を受けられた方や障害者手帳の交付を受けられた方、またひとり暮らし高齢者の方などの情報を共有し、お一人お一人の支援の方法を検討してまいりました。今後は在宅医療の分野において、海部医師会等との連携強化に取り組む必要があると考えております。

次に、地域包括ケアシステムの構築はどのように推進されているかという御質問でございますけれども、その事業の一つとして、昨年12月より電子連絡帳システムを導入いたしました。この電子連絡帳でございますけれども、住みなれたまちでいつまでも自分らしい生活が続けられるように、病院、薬局、介護保険事業所、地域包括支援センター、行政等が連携いたしまして、医療、介護の面から支援する体制を構築するための情報通信技術でございます。この電子連絡帳システムを活用することによって、医療、介護の切れ目のないサービスと早期診断、早期対応が可能になると考えております。

また、本市では今年度より新しい総合事業をスタートいたしました。この総合事業も2025年対策だと認識しております。総合事業の中核は、自立支援に資する新しい住民の支え合いの仕組みづくりでありまして、訪問型、通所型ともB型のサービスをいかに取り組むかが課題と言われております。幸い本市においては3年前にささえあいセンターを設立いたしまして、順調に運営しておりますし、また昨年度から取り組んでおりますふれあいサロン事業も軌道に乗りつつあります。これらの取り組みこそが地域包括ケアシステムや総合事業の柱となるものと考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 我々自治体が介護の施策の中において、地域包括ケアシステムということはもちろんやっていかなきゃならないわけでございますけれども、これだけ介護の給付額が今ふえてきている。我々としては今、全体の給付額は25億を超えたと思いますね、介護にかかるお金が。そのうちで我々が負担していかなきゃならないのは12.5%ということで、

3億ほど介護給付額の中において自治体として拠出させていただいている。

御存じのように、介護の財源というのは半分が被保険者、40歳以上の人で皆さんで助け合っていてこうという形で半分、あとの半分が国費という形の中で国が25、そして県が12.5、私どもが12.5というような構成になっておるわけです。3党合意の社会保障税一体改革で、消費税の増税分をそれに充てていくということが本当にきちんとされたならば、我々の地域包括ケアシステムと国の政策がきちっと連動していかないとどうしようもないんですよ。31年10月に消費税が10%になる。今現在8%から2%、1%としては2.6兆円ぐらいの金額になるんですね。このお金を本当に医療、介護、福祉、社会保障・税一体改革で決めたことをしっかりとやっていただきたいんです。そうでないと、地域包括ケアシステムといっても、それは一つの制度として我々自治体の役割としてもやっていかなきゃならないわけですけども、これだけ高齢化社会の中において、医療であるとか介護でというようなことがお金がかかる時代でございますので、国の施策をしっかりと我々としても要望していきたいということでございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 何か僕に言われているような気がして応えたいんですけれども、地方にかかる負担というのが国政に大きく関係してくることは重々わかっておりますし、国のことについて私が答えるわけにもいきませんけれども、しっかり弥富市に行政にかかわる一人として発信をしてまいりたいと、このように思います。

今回質問の中身といいますのは、財政的ないろんな自治体が抱える負担がございますけれども、その前にまず市民としっかりこういう時代なんだと、これからこういう形で進んでいくんだということをいかに共有していくかということが一番大事なんじゃないかなと。前回の質問でも発達障がいのことについて御質問させていただいたんですけど、原稿を見ませんけれども、結局当事者だけにかかわる問題ではなくて、やっぱりそれにまつわる御家族、地域の方々とか、またその方々が普通に社会で暮らす中で環境におる方全てがそのことについて知っていないと、せっかくの制度や施策も作用しない、そのように思います。そういった観点で以下質問をしてまいります。時間がありませんので早口でいきます。

これまでも何度か質問をさせていただきましたが、現在既に問題となっている子育てと介護のダブルケアなど、諸課横断的な問題を抱える世帯がふえております。先ほど鈴木みどり議員が子育て支援ということで、ワンストップ事業というところで御質問されたと思います。市としても、子育ては弥富市の暮らす中での大きな魅力であるから、そこはしっかり力を入れていく旨の御答弁がございましたが、同時に先ほども申し上げました高齢化社会が訪れる中で、それを同時に抱えている世帯がふえてくるというのが社会としてあります。今後は高齢者や障がい者、子供など、対象者にかかわらず相談支援等を包括的に行う仕組みが必要と

なってます。前民生部長のときに、庁舎を新築の際には包括支援事業として一つの課で、一つの窓口であることが理想だということで、庁舎の建築とあわせてその構築を人材確保も含めて進めていくというような答弁をいただいたと思いますが、現在においてもその見解は変わっておりませんか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木みどり議員の御質問にもお答えしたわけですが、よく市民の皆様、住民の皆様から言われるのは、行政は縦割り社会だということを、いかに連携がとれる横割りのというか、そういったような形の連携というのは必要になってくると思います。一つの部署だけでは物事が解決できないというような時代になってまいりましたので、しっかり考えていきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長の御答弁が全てだと思いますので、これからしっかり人材確保と現状を確認しながら進めていっていただきたいと、次の質問に移らせていただきます。

本年、弥富市では健康都市宣言が採択をされましたが、これは増大し続ける、先ほどもありましたけれども、医療費や介護費などの社会保障の抑制というようなネガティブな発想ではなく、むしろ市民一人一人が健康を心がけることで、本人自身が人生を楽しみ、結果的に社会保障費の抑制につながったとするポジティブな取り組みだと認識しております。

しかし、そのためには市民全体で課題を共有して、改善のための最善策であると認識をしていくことが大切です。9月議会で、先ほども申し上げましたことなんですけれども、発達障がいへの支援について質問させていただきましたけれども、法律や条例、制度、施策は対象となる当事者だけの問題ではないです。地域社会で課題を共有していくこと、そして総合的に理解をすることで最大に効果を発揮することができるのだと思います。

先行きの不安な事象だけを見るのではなく、こうしたら乗り切れる、これで対応していこうとの気概で挑んでいきたいと思います。先ほどの防災に例えて言うなら、要配慮者への対応はさまざまな福祉における課題を共有できるきっかけとなります。その中でも、認知症対策、地域見守りあんしん事業では、地域住民と課題を共有することがまず大切とのことから、認知症と何かを伝える人材、キャラバンメイトの育成、認知症サポーター養成講座の継続的な開催、そして産官学民との連携体制ができております。小学校高学年から……。

ごめんなさい。原稿を1枚飛ばしていましたね、済みません。

さまざまな福祉における課題の共有ができるきっかけとなりますと。このようなことをいかに周知していくかということをお聞きしたかったんですけど、まとめて最後に質問させていただきます。

市は2025年問題も含めまして、これは大きな課題なんですけど、それが一つのベースにな

っているのが認知症への対策であります。市としましても国のオレンジプランに基づいて取り組んでおりますが、先ほど周知、共有という課題で上げれば、認知症サポーター養成がそれに当たるのではないかと考えております。まず、弥富市における認知症サポーターの養成の現状と課題について、今後の展開について伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるように温かく見守り、支援する応援者のことでございます。

ただし、認知症サポーターになったからといって、何かをしなければならない、どこかに参加しなければならないといった活動の義務はございません。例えば、徘徊しているお年寄りを見つけたら声をかけたり、警察に連絡したりする。毎日同じものを買いに来る方がいたらそれとなく声をかけるなど、日々の生活の中で自分のできる範囲内でボランティアとして認知症の人や家族を支援していくことでございます。

この認知症サポーターの現状でございますが、今年度は養成講座を11回開催しております、これまで延べ2,549人の方に受講していただいております。今年度の予定といたしましては、市役所職員を対象に講座を開催し、平成29年度は市内各中学校での開催を予定しております。企業や民間事業所にもお願いをしているところでございますが、勤務体制、勤務時間等の調整もあり、進んでいないのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 原稿を飛ばしてしまっただけでありますが、今の現状をお聞きして、この10月に厚生文教委員会で認知症対策の先進的な取り組みをされております静岡県の富士宮市で視察研修を受けてまいりました。富士宮市では認知症になっても安心をして暮らせるまちを目指しており、平成17年から認知症対策をあらゆる角度から取り組んでおられます。

先ほどの原稿につながるわけでございますが、その中でも認知症対策、地域見守りあんしん事業では、地域住民と課題を共有することがまず大切とのことから、認知症とは何かを伝える人材キャラバンメイトの育成、認知症サポーター養成講座の継続的な開催、そして産官学民、先ほど中学校でやっていただけたということではございましたが、小学校の高学年から中学校、高校での養成講座の開催を初めスーパーやコンビニなど商工サービス業、今取り組んでいらっしゃると言っていただきましたけれども、企業や店舗など高齢者が立ち寄り可能性のあるところにも積極的に受講を促し、まさにまち全体で周知に取り組んでおられます。受講を終えた店舗や企業にはオレンジリング、皆さんやっていますか、課長はさすがやっている、オレンジリングとともに認知症サポーター店や、また車などには認知症サポータード

ライバーなどのステッカーを張ってもらい、まさに地域で見守る体制がとられております。これはなぜこんなことをしているのか。養成講座の一つの目的としまして、認知症というのはどういうものなんだと知ること大事なんですけど、これはこれから我々も、僕もあと8年もたてば還暦を迎えるんですけれども、誰でもなり得る病気なんだということで、まず偏見を取ることから始めることが大切だと思います。認知症対策のオレンジプランの中には早期発見で早期治療に向かえば進行を抑えることができるということがわかっておるわけですから、そのためにはやっぱり周知をすることが一番大事だということで、養成講座の継続的な開催をされていると。それを受けた、それを意識していくという意味で、例えばオレンジリングがあるわけです。そして、これはオレンジキャラバンが全国で統一して出しているステッカーなんです。認知症サポーターがいますとね。これで皆さんで地域で共有をしていく。ただ、これはキャラバンメイトの統一のもので、僕、特別に今回つくってまいりました。きんちゃんが右手にオレンジリングをしていますね。これ簡単につくれます。こういったもので、やっぱり特別なものじゃないんだ、盛り上げていくことがまず大事であります。

富士宮市では地域包括ケアシステムの構築の一部として早くから取り組まれてきたわけですが、それらの施策を必要とするのは弥富市でも同じだと思います。地域見守り体制の構築に向け、市がどのように取り組んでいかれるのか。以前に質問したときに、例えば新聞業者であるとか、また巡回に来る電気とか光熱関係の業者であるとか、もちろん警察、消防もそうなんですけれども、お買い物に行かれる、そういうところであるとか、まちじゅうが見守っているよ、知っているよ、そんなことは。だから、安心してまちに出歩けたらいいよね、そういう取り組みなんです。

前回に九州の大牟田市の例を挙げまして、認知症の確保する訓練をされたときに、たまたま小学校5年生の子が行方不明になったと。それが認知症で培った連携が生きて、その子が1時間後には発見されたという事例もございます。だから、別に認知症サポーター養成講座をしていくことで、地域の連携を強めていくということは認知症だけではなくて、まちのコミュニティ自身が強くなるんだ。防災でも僕は生活文化にまで取り入れてやっていくべきだということをずっと言い続けておるわけなんですけど、どういうきっかけづくりをしていくかというところに周知、啓発の重きを置いていただきたいと思うんですが、課長、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） まず、見守りでございますけれども、地域の見守りや安否確認については、現在、民生委員さんを中心をお願いしているところでございます。事業所では中部電力や地元の新聞販売店、配食サービス事業所、また警察とも連携しております。

今後も一人でも多くの方に見守りの意識を高めていただけるよう各事業所への働きかけと、先ほどお話しさせていただきました認知症サポーター養成講座を開催いたしまして、サポーターの拡大に努めたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 課長からそういう力強い御意見をいただいたんですけど、先ほども言いましたけれども、役所が進めていることじゃないですか。やっぱり僕も5年ぐらい前からずっとつけていますよ。これ3本目です。切れて、色が違ってね。これ会ったときに言われるんですよ、何やと。巨人ファンと言われるんですけど、僕はタイガースファンですよ。言いながら、話題になるじゃないですか。これ認知症サポーターで、こうこうこうで、ああそうなのと。前にも名古屋駅である老夫婦に声をかけられたということをお話させてもらいましたが、その方はたまたま御主人は普通の方なんです。だけど、記憶が突然飛んでしまうという認知症の一つの症状が出ておられて、奥さんがトイレに行かれるから見ていてくれと。何もなかったんですけど、そのときのために使うんですよ。1回だけですけど。だけど、役に立ってよかったなということでそれ以来ずっとつけています、家におるとき以外は。

ですので、皆さんでつけていく。まちじゅうあふれたら外していいんですよ、当たり前になってしまったから。それまでは、今、課長がおっしゃったつけていく、進めていくということのを力強くおっしゃったわけですから、ぜひ進めていく側として、まちで勢いに乗れば市役所がどうのこうのやらんでも町なかで広がっていくと思うんで、これを当たり前にしていくというところにぜひ熱意を持って、最後市長に御答弁いただきたいと思うんですが、これから高齢化を進んでいく上で皆さんで共有しておかなきゃならない課題ってたくさんあるんじゃないですかね。健康都市宣言もそうですけど、課題を共有しないといろんな制度ができたって役にも立たないです。ただ、単に当事者だけが使うというようなものになってしまいかねないです。本当の市長が目指される健康都市宣言につなげていくためには、皆さんでやっぱり健康のほうがいいよね、そういった形で共有をしていけるまちづくりをしていただくようお願いをしないと、最後に市長に御見解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもが10月15日に健康都市宣言を発表させていただいたというのは、大きく理由は2つあります。

いつまでも健康で長生きしていただきたい、いわゆる健康長寿を伸ばしていただきたいということがあるわけですね。しかし、人間は年を追えばさまざまな病状というか、そういったものが出ることは事実だというふうに思います。これが今現在、弥富市では1人で生活される方が1,600名を超えるような状況でございます。そうした形の中で、そういう方たちがある意味では認知症だとか違う形で病気になられたときに、どう私どもとしてはお世話をし

ていくかということは大変大きな問題であるわけです。そうした形の中で、健康宣言という形の中で、そちらのほうの側面も市全体で、あるいは行政で、あるいは市民の皆さん、あるいは議会のほうで御協力をいただいて、そちらのほうもしっかりと対応していきたいというふうに思っております。人に優しい健やかなまちづくりというのは大きな施策の柱でございますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員、まとめてください。

○12番（堀岡敏喜君） 最後、まとめます。

子育てするなら弥富、また老いても健康で健やかに安心して暮らせるまち弥富、これは本当に両輪だと思いますので、私たちもその構築のためにしっかり尽くしてまいりたいと、このように思います。終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 私は通告に基づきまして、大きくは2点にわたってお尋ねをさせていただきます。

まず最初は、水道料金の引き下げのチャンスを生かそうという質問でございます。

この問題につきましては、服部市長が平成22年に企業長に就任をされて、その任期中に住民の皆さんから企業長宛てと企業団議会宛てに値下げの請願が出されまして、いろいろ御検討いただいて、そしてちょうど海部南部水道企業団もいろんな改革を進めてきておりましたこともありまして、家庭用の値下げをしようという合意ができて、協議に入ったところで、近く中部電力が全面的な設備更新のために5年間休業に入るということで、せっかく始められた事業計画、財政計画の改善も緒についたばかりであったこともありまして、今値下げをしてもまたすぐ値上げしなければならないような状態になってはまずいということで見送られた経緯がございます。そして、今回6年ぶりにまた企業長に就任をされたわけですが、いよいよその大きな原因になりました中部電力が29年度からは試験操業、30年度から全面的に操業が行われるということございまして、一番大きな課題でありました問題が一つ解決できる、こういう状況になってきたことの中で、実は中部電力の事業再開というのは海部南部水道にとっては非常に大きなメリットがあることがわかっております。

と申しますのは、愛知県と県下の関係市町や団体との間で決めている県水を買っているところと愛知県の県営水道との間で、その自治体の当該年度から4年前にさかのぼって、4年前からの3年間の間、だからおとしからその前というような感じになると思うんですが、その3年間の最高限度の1日当たりの水道の最大使用量を下回って基本料金の契約を引き下げることができないというルールがありまして、実は平成26年度、27年度につきましては、1日の基本料金の契約水量が3万6,800トンでございますが、実際に26年度の最大に使ったときは2,627トン、その契約よりも少ない。1日当たりですから相当の量ですよ。27年度

も2,751トン少ない。日量1,000トンについて、契約料金は消費税抜きで年間1,536万円でございますから、今のような状態ですと全く使わない水量の契約に対して年間4,000万円程度負担をしている。しかもそれは最大水量ですから、実際の平均使用水量から見ますと、26年度が1日2万9,636トン、そして27年度が2万9,577トンでございますから、実際に基本料金で契約して、しかも1日当たり1,000トン単位で年間で1,536万円負担をしているものと比べますと、平均では80%しか水を使っていない。ここが非常に、特に中電のような大口がやめられたりすると、がくんと大きな負担になりまして、市長が就任される直前の平成21年度にも実はその差が2,600トンあったというようなことで大変苦勞してまいりましたが、中部電力が操業を始めると使用水量が大幅に上がりますから、こういう差が大幅に縮小されるということになりまして、2,000トン縮小されれば3,000万円を超える節約ができるわけです。非常に大きい。そこへ中部電力が使うことによりまして、また使用料収入が入って収益が上がるという問題がありますので、このチャンスを十分生かすということ。

それから、この間も企業長としても市長としても随分御尽力させていただいておりまして、私たちも機会あるごとに県との関係を改めるようにということで、いろんな機会に言ってまいりましたが、地盤沈下防止対策で100%使っているところには優遇するという仕組みがありますが、これが有効に機能していない状態もありまして、よそよりも安いはずが、実際にはこの数年間は愛知県から水を買っておる平均単価に比べて私たちのほうが高いという状態がずっと続いております。こういう問題も解消されるということを考えますと、私は海部南部水道企業団の水道料金の改善のためのまたとないチャンスが到来しているというふうに思いますが、市長、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 海部南部水道企業団を今企業長という形の中で担当しておりますので、海部南部水道のいわゆる議会のほうでこの問題につきましても、いろいろと議論をさせていただいているところでございます。

また、三宮議員は終始一貫、水道に対しての議員としてのライフワークを持っていたいというところに対して、心から敬意を表するわけでございますけれども、承認基本水量、いわゆる県のほうから、私どもの上水道、下水道は全て県から水を買うんですね。他の自治体で、例えば地下水をくみ上げて、それをブレンドして供給していくというようなところじゃなくて、これは過去の歴史の中で地盤沈下を起こすさまざまな理由という形の中で、今、海部南部水道は県水100%、県のほうから水を買って、それを各家庭に給水しているというような状況で、過去3年間の最大水量を下回るわけにいかないという形の中で契約をさせられる、させられるという言葉は悪いかもしれませんが、契約をしていくわけですね。

だけど、日々の各家庭で使っていただく、あるいは工場等で使っていただくということが

基本水量よりも随分下回ってきている。これは節約の問題であるとか、今、水道の水を飲むということじゃなくてボトルで買って飲む時代であるとか、あるいはお茶にしてもお茶を沸かして云々じゃなくて、既にあるお茶を飲んでいただくというような時代になってきておるものですから、水の実際の使用量というのは大変低くなってきておるんですね。そういった形の中で、中電の西火力の工事におきまして、愛知県は企業長のほうが水道については管轄しているわけですが、私も企業長という立場の中で、実際との乖離があるから、この辺のところについては最大の承認基本水量を減らしていただきたいという形で、27年、28年というような状況で、ことしも500立米減量をさせていただいたところでございます。

そうした形の中で今現在進んでいるわけでございますが、これが平成29年で一部操業され、平成30年3月からは本格的な西火力の発電が開始されるということで、前の状態の使用水量が約20万立米、20万立米ぐらいは西火力のほうで使われるだろうというふうに思っております。これらのことを加算しながら、我々としては県のほうの承認基本水量という形の中で契約をしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

そうした形の中で、とりあえず当面としては来年の29年については3万5,900立米という形の中で契約させていただきました。しかし、平成27年の実績が出ておりますけれども、3万4,000立米という形の中で、その差が約1,700ぐらありますかね。1,700立米ぐらいは平成29年度比で30年に対して出てくるだろうということで、余力があるかなというふうに思っております。

しかし、これを金額のほうで換算していくと約3,000万ほどというふうに我々としては試算をしているわけでございますけれども、この3,000万が浮いたからというか、そういったような基本水量との契約で出てきたからといって、すぐ値下げというような問題にはまいらないというふうに思っております。そういった形の中で、さまざまな角度から私と企業長と副企業長、飛島村さん、あるいは愛西市さんと一緒になって議会のほうで議論をしていかなきゃならないというふうに思っております。いずれにしても、操業に関していろんな問題が再度出てくることは事実でございますので、しっかりと精査をしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長おっしゃられたような社会情勢がありますし、それから企業でもごっそりと今まで大口で使っていたところが工業用水に切りかえたり、別の水源を確保したりということが起こっておりまして、時代が変わってきているということが背景にあります。

もう一つは、私どもの地域が全量愛知県水に水源を、井戸水のとくと比べるとびっくりするくらい高くなっておりますが、これは愛知県から、今、海部南部水道が皆さんの家庭に送る水を買う1トンの料金が大体七十数円というぐらいですね。地下水を使うと10円か20円で

済むようなものが、そういうものを買って、また買っていただくということで、大変高いものになります。とりわけ地盤沈下防止対策は県の事業でありますし、この地域も伊勢湾台風以降、1メートルから1メートル50沈下した中で、当時の関係町村がこれ以上地盤沈下を続けるわけにはいかないということで、県の地盤沈下規制等とも相まって、全量、相当高くなることを見越しても、なおかつ県営水道を水を使うということを決めたわけではありますが、この負担は今の仕組みの中ではますます大きくなっていくばかりでございますので、地盤沈下防止対策というのは県にとっても、あるいは関係市町村にとっても一日も放置できない事業でございますので、そこに協力することに対して県としても一定の支援をさらに強めていただいて、実際に他の地下水を使っている団体に比べて優遇されるという仕組みが実際に機能できるように、ぜひあわせて御尽力いただいてこの差を埋める、今申し上げましたように平均水量に対して大体日量で今7,000トンぐらい実際に使わない水の基本料金を払う仕組みになっておりますので、1日1,000トン当たりで1,536万円ですか、そういう水量を考えますと、この差をなるべく埋めるということは、この地域住民に対する愛知県と、それから関係市町村の責任ということからも、やはり一定の支援をしていく。そして、その差額を埋めていただくということに積極的な努力をしていただくことをまず強く求めて、次の質問に移ります。

もう一つは、この間、特に市長がさきに就任されたときも水道料金の値下げ問題が日程に上ったのは、それ以前に比べて海部南部水道がいろんな意味でこの地域での市町村だとか、あるいは一部事務組合に比べて市町村の責任というか、経営の中に、当時は市町村長が企業長になっていた、あるいは愛西や弥富が合併した後は、今は両市の市長と、それから飛島の村長さんが企業長に交代でなるわけではありますが、以前は企業長のときだけが経営者で、そうでないときは一議員と同じという扱いになっておりまして、随分市長も最初のころには何か違和感を感じられたと思いますが、それは平成10年ごろにほかの一部事務組合、海部地域の環境事務組合だとかも基本的に市町村長が企業長になり、あるいは組合長になり、そしてそれ以外の首長の皆さんは副代表というか、水道で言えば副企業長という仕組みになっていたのが、海部南部水道は20年度からですね、そういうふうに変ったのは。そして、その中で私もびっくりしたんですが、海部南部水道につきましては平成初期に庁舎の用地取得と建設が行われ、平成7年から大規模な石綿管更新事業が行われる。そして、平成17年からは立田配水場、弥富配水場、そして先ごろの佐屋配水場という心臓部分の電気機械設備の大規模更新があるというような形で、大型の設備投資が連続してやられて、そして相当の借金もこの時期にしておりましたが、これが平成20年度ぐらいからほかの一部事務組合と同じように市町村長がイニシアチブをとることと、それから既にこの地域の各関係町村でやられておりましたような業務の改善を行うということで、平成21年度末に比べて27年度の決算時では現

金預金などが、比較ですから当時の会計の仕組みと少し会計の仕組みが変わっておりますが、同じ方法で計算してみますと、現金預金が20%増の2億2,200万円、長期債務残高、要するに起債残高ですね、40%減って13億9,800万円になっているとか、それからこの間の大型事業のための長期債務の発行計画は74%も削減されて8億9,100万円。だから、新たに発行予定でありました借金が削減されたとか、固定資産の評価額につきましては、この時期というのは石綿管更新事業なんかは耐用年数があるやつを削っていくわけですから、大幅に除却による損害が出ますよね。

それから、もう一つは入札制度の改善によって、例えば佐屋配水場の電気機械設備は服部市長が手がけられたわけでありましたが、弥富などでやっている方法と同じ方法を取りまして予算の半分で済ませておりますから、新たに取得するものは安い価格で取得するから評価は下がりますよね。本来なら除却で大幅に減り、新たにつくるものについて安くなっておりますから評価が下がっても当たり前ですが、それでもなおかつこの間に固定資産の評価額は1億3,500万円、合わせて26億円を超えるような財政の節約ができておりまして、ところが海部南部水道企業団はここで何をやったかという、こうした皆さんの指摘や市長や、あるいは弥富からは当時既に議員をおやめになられましたが、中山さんだとか監査委員になられておりましたが、こういう方たちが出てきて、弥富から出てきた議員の多くの皆さんも積極的に改善を指示してきた。あるいは市長を初めとして、いろんな職員の皆さんも努力してきた中で、こういう改善がされたわけであります。

この改善の成果は借金を減らすことが中心、あるいは借入れを減らすということが中心にやられます。しかし、買った土地は永久、それから庁舎は耐用年数が形の上では50年60年ですが、実際には強化していけば100年も使えるものであります。あるいは鋼管なんかは耐用年数は一応40年と言われておりますが、実際には70年100年と使えるということを企業団の職員も認めているわけですね。そうすると、こういうことを考えると、実はこんな形で上げた成果というのはこれで今までの大規模投資をしたときの借金を返す、新しい借金をなるべくしないというふうに全部使っていいわけじゃなくて、やっぱり利用者に還元するという、ここの仕組み、世代間の負担の公平というか、耐用年数に沿った使い方をしていくというような考え方で運営されていないことが今の財政計画を非常に窮屈なものにしておりますので、これをやっぱり還元していく。

そして、愛知県下で一番高いと言われ続けてきた水道料金を値下げしていく上で言うと、先ほど言われました外的条件が今までに比べていい方向に好転することとあわせて、そして内部でのこの間の企業長をされております市長を初めとして、多くの関係者の皆さんが努力をしてつくり出してきた成果をやはり世代間の負担の公平という形にすることによりまして、財政運営を計画的にする。前に市長も企業長として、来年の3月にはそういう企業団

の事業計画、財政計画とあわせて10%程度の値下げの試案も含めて、当然さつき市長おっしゃられた副企業長や議会の皆さんの同意がなければできないことでありますが、そういうことを申されますが、やっぱりその土台のところにこの間の改善の成果をきちんと評価をして、そういう中期計画、長期計画の中に、事業計画の中に生かしていくということを積極的に展開していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどは中電の西火力が平成30年から操業が開始されるということにおいて、県との基本水量の契約の見直しということもあるわけでございますけれども、実際の基本水量、契約する水量が年々下回ってきているわけございまして、過去3年からの実績で最大の数値を下回らない形で平成30年度は契約していこうと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもそこから出てくる金額が約3,000万ほどかなと試算はしております。あくまでも試算でございます。

そういった形のもの、一方、今新たに御質問いただいたのは、海部南部水道企業団として財務体質が随分好転してきているんじゃないかというお話でございます。今、私も手元に資料としていただきました26億4,500万円の改善策がということでございますけれども、これは一度また企業団のほうと精査をしていかなきゃならない。これは三宮さんからの提出資料でございますので、一度精査をさせていただきたいと思っております。このままの数字ではないんじゃないかなという気もいたしますので、よろしく願いいたします。

しかしながら、26億の財務体質の改善がされたといっても、私どもといたしましての運転資金は現在11億5,000万ほどという形の中でございます。この運転資金の中で、さまざまな事業を展開していかなきゃならない。また、起債を発行しながら、借金をして返済をしていくということがあるわけでございます。

そうした形の中で、ここ当面大きなプロジェクトが抱えてきておるわけでございます。1つは立田大橋の水管橋の更新工事、これが2億かかるんですね。それから、第一筏川大橋の水管橋移設工事、これも2億3,000万かかります。それから、立田配水場の配水池の更新工事が、これは何と4億の規模で工事がかかるわけでございます。こうした形の中で、いろんな形で老朽化している、新たに更新事業をやっていかなきゃならないということについては、財務体質の改善をすると同時に、こういった投資をしていかなきゃならない。それが我々としての安定した水の供給になっていかなきゃならないと思っておりますので、一概にそういうことだから値下げに結びつくということではないということも御理解をいただきたいと思います。

また、入札制度につきましても競争入札を基本といたしまして、随分改善はさせてきていただきました。また、電子入札というようなことも採用しながら、これからもしっかりと整

備をしていきたいと思っております。

また、石綿管の更新事業につきましては、これは既に終わりましたけれども、国とか県のほうから多くの補助金をいただいていたものですから、それぞれの構成自治体、弥富、飛島、愛西というような状況の中では一般会計から繰り入れしなきゃいかんだろうという形の中で、石綿管の更新事業に対して他会計負担金という形の中で、それぞれの自治体から一般会計から繰り入れたといういきさつでございますので、あくまでも企業団の経営というのは、いわゆる企業会計という形の中でやっていかなきゃいかん。水の売買という状況の中での企業会計を基本としておりますので、これからそれぞれの自治体の負担という責任だということをおっしゃいますけれども、これはやはりそれぞれの企業団としての企業会計で収支を合わせていかなきゃならないということでございますので、これから一般会計から繰り入れるということは当分考えていないわけでございます。そうしたことを考えると、現状としてはすぐ、平成29年、30年から値下げをする状況にはないということをお話しさせていただきなきゃならないと思っております。しかしながら、これも企業長の単独ではできないものですから、また副企業長である飛島さん、あるいは愛西の市長ともよく話をさせていただきながら、現状どうしていくかという議員各位の御意見に対して、我々はしっかりと来年の3月までに答えを出していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今私が申し上げたのは、要するに建物は実質的には50年か、あるいは60年の償却期間で見えていますが、実際には100年近く使っていけるものだと思いますし、それからもう一つは、今、鋼管だとか、あるいはポリエチレン管にしましても非常に質のいいものになっておりまして、40年という耐用年数をはるかに超えて使える施設を入れてありますよね。ところが、この計算というのは実際には税法上の減価償却の計算で減価償却費を経費として見ていくわけでありまして、そういう仕組みの中では当然今みたいな形で、しかも海部南部水道が平成22年から27年までの間に行いました建設工事は38億円ですが、この間電気機械設備の更新などが服部市長が企業長のときに手がけられたわけでありまして、予算の半額で終わらせる。要するに市場価格による見直しと入札制度の見直しによって、実際に半額で終わらせたとか、あるいは水道管におきましては30億5,400万円の施設工事に対して11.3%の競争入札による削減で3億4,600万で、7億800万円の節約が行われていますよね。

以前の11年度から16年度までにつきましては、44億円のそういう建設投資が行われておりますが、この中で入札による節約は39億4,200万円の水道管布設工事で1.4%、わずか5,600万円だったんですね。それから、17年から20年度までの間に行われました建設投資は、電気機械設備工事が多かったこともありまして50億円の建設投資が行われておりますが、予定価格20億6,200万円の水道管設備工事では、3.2%の節約で8,200万円。予定価格10億5,200万円

の弥富と立田配水場の電気機械設備更新事業は、わずか予定価格に対して0.8%の1,200万円しか節約されていない。あわせて40億円を超える事業で、入札制度によって節約されたのは9,400万円ですね。こういう状態が問題になって、20年度から一般競争入札などの制度をつくって、今言ったような改善が市長が参画された時期から企業団の運営を市町村長が基本的に責任を負うという体制にした中でできてきたことですよ。

この時期に弥富市なんかで実際に、当時の弥富町から弥富市に変わってくる中でいいですよ、例えば弥富中学校の新築工事が平成18年から20年度にかけて行われましたが、これは白鳥小学校がバブル期の真っ最中に建設されたんですが、1平方メートル当たりの建設単価は36万1,000円だったのが、弥富中学校は25万円というような改善がずうっとほかの市町でやられてきている中で、海部南部水道はこの時期ほとんど改善もされん。このときにきちんとやられておれば、かなりの余力ができておったということが一つありますが、それとあわせて、今この間にこういう大型事業をやって、その借金がどんどん返さなきゃいかん時期に、市長は今現金が少ないから大変だというお話をされたんですが、要するに耐用年数よりも実際の償却費がうんと短く認められております。計算上は絶対赤字になっていないんですが、少々赤字になっても、例えば40年使えるのが60年使えれば5割違ってきますよね。そういうことを見越すと、要するに60年使えるものは60年間かけてそれを返していく。50年使えるものは50年かけて返していくというふうにみんなで使っていくということを考えれば、ちょっと今のあるだけ返していくというやり方は、やはり私は海部南部水道企業団については考えていただきたいと思いますし、新しい会計の仕組みになった中で形の上では市町村から補助金をもらったり、国から補助金を出していただいたり、あるいは水道は、新たにないところにつくるときは設置者の負担ですよ。こういうものを合わせたやつを、簿外にしておったやつを今繰り入れしておりますので、現金収入を伴わない資産ですからね。資産収入はあるけど現金はないという状態と、減価償却費は現金支出が伴いませんで、経費としては出ていくんですが、お金は実際に出ていかないという仕組みを考えると、この2つの関係をうまく組み合わせることなども含めまして、健全経営で資金計画をもっと安定したものにすることは十分できますので、ひとつその点についても十分御検討いただく。そして、市長にござんいただいております資料も海部南部水道企業団として十分御検討いただいて、やっぱり世代間の負担の公平と、それから長期に使う施設を管理する場合の行財政運営のあり方について、ひとつしっかり御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 水道の環境、あるいは背景ということにつきましてお話をさせていただきました。

御承知のように、人口減少社会に突入しております。あるいはそういった形の中で節約、

あるいは料金の収入は非常に減少傾向になってきている。あるいは西火力の運用再開ということについては、プラスの要因ではありますけれども、増収の要因ではありますけれども、私どもといたしましては大変厳しい状況の中ではございますが、現行料金を少しでも維持していくということに、まずはポイントを置かなきゃならないと思っております。

自然災害等、いろんなことが心配されるわけでございます。一たび自然災害等が起きた場合においては、その企業団の負担というのは非常に大きくなるわけでございます。そういったことを含めてしっかりと利益計上をしていかなきゃならない。そうした形の中での健全経営をしていかなきゃならないということは言うまでもないんじゃないかなと思っております。いずれにいたしましても、さまざまな角度からまた企業団としては考えていきながら、水道料金のあり方については検討を加えていきたいと思っておりますけれども、先ほども言いましたように現行料金を少しでも長く維持できるようなことがまずはポイントだろうと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、質問の途中ですけれども暫時休憩します。再開は2時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） くだくなりますので、この要請で最後にいたしますが、水道問題につきましては先ほど申し上げましたような海部南部水道企業団の改革の成果は確かに服部企業長や企業団の職員の皆さんの努力に負うところも多かったわけでありましたが、しかしより本質的には、やっぱり平成19年度当時からのさまざまな海部南部水道企業団に対する市民からの指摘や、それを受けての議会の中での取り組みや、そういうものを通じて作り出されたものでありますし、先ほど申し上げましたように、特に平成17年から20年までの4年間で50億円もの設備投資を行っているような時期でも、ほとんど入札制度の改善による節約はされなかったわけでありましたが、22年度以降の服部市長が企業長に就任されたときからですが、19年当時からのいろんな努力によって改善をしていく機運ができて、その中の努力でされたものでありまして、その多くは私は住民の皆さんの運動や、そういう努力が南部水道企業団を動かして実現したものでありますので、やはりここはきちんと住民の要求や運動の成果によって得た成果は返していく。

それから、やっぱりそういう長期に使う建物や施設を運営していくときには、とにかく利

益が上がれば、あるいは余裕が出れば借金を返すということだけではなくて、市長、これから中・長期の計画を示していくということでございます。その中で資産や利益、それから負債ですね。バランスをとって、ひとつしっかりと見ていただいて、愛知県で一番高いと言われるような状況を一日も早く打開するために、市長も機会あるごとに気にかけていただいておりますが、積極的な役割を果たしていただくことを強く要請いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

きょうは県との県水の基本承認水量という契約が全体の実績が下がってきているものから、これをどんどんどんどん下がった状態の中において契約はしていきたいというふうに思っております。しかし、中電が平成30年から操業を開始するわけでございます。これが20万立米という形の中での使用量になると思いますけれども、これらのプラス要因はあるにしても、何とか基本水量契約を下げることによって実態との差を埋めていきたいというふうに思っております。

しかしながら、愛西市、弥富市、そして飛島村という2市1村の組合の構成企業団でございます。受益面積が非常に広いんですよ。例えば、都市化されたところのコンパクトなシェイプだったら、そういったようなことに対する工事の問題等においても我々のような工事費は要らないと思います。そうした形の中で、さまざまな更新事業をやっていかなきゃならないということにつきましても、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、自然災害等はいつ発生するかもわかりませんが、そういうような状況の中においてもしっかりと利益を確保する。ある程度の利益を確保することにおいて、健全経営をやっていかなきゃならないということを再度三宮議員にも御理解をいただきたいということで答弁とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 健全経営がいかんと私は言っておるわけじゃない。やっぱりこういう長期に使う施設が基本のところにつきましては、事業計画や財政計画を中・長期的にはつきりさせて、すごい投資をやっていますよね、この間の南部水道は。だけど、もう一方で言うとおびつくりするぐらい節約がされておりまして、一般事業だと恐ろしいぐらい税金を払わなきゃいかんような状態になっておりますが、海部南部水道企業団につきましてはこういう公共団体でありますから税金の負担はないわけでありまして、ここの辺はきちんと見ていただくことを強く要望して次の質問に移ります。

9月の集中豪雨でございますが、この地域の排水機的能力を上回るような雨であったか、ほぼ等しい雨であったというふうに考えられますが、一方で、市がこういうものに対して事

前に市内にあります水門、樋門だとか、そういうものをしっかり調整して備えるということがされておりますが、今回の豪雨でそういう対応処置がほぼきちんとされたのか。あるいはこの間降った雨は大体時間的にはどの程度の降り方を、日量と合わせて、時間的に非常に強く降った時期と合わせて大体どんな状況だったか、まず全体を御報告ください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

本年9月20日の台風16号の雨につきましては、午前9時ごろに降り出しまして、午後1時ごろから強くなり、午後4時半ごろから午後5時半ごろには1時間に60ミリを超える強い雨量を記録しました。これは排水路や排水機的能力を超えていたと考えております。

事前の対策といたしましては、朝から弥富土地改良区の役員さんや佐古木の土木委員さんに連絡をとりまして、水門は全て開放状態にさせていただきました。また、弥富北部地域の排水のかなめとなります孫宝排水機はほとんど雨の降っていなかった午前9時ごろから排水機の運転を開始いたしまして、予備排水によりあらかじめ水位を下げる等、対応をとっております。

短時間の雨の冠水してしまうようなケースは、ゲリラ豪雨とも呼ばれるような急激な雨でございまして、水門の操作が間に合わなかったり、障害物等で流水がスムーズにはけなかったり、そんなようなこともございますが、できる限りの対策は事前にとってございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 9月の台風のときの雨量につきましては、最大のときが1時間当たり60ミリということでございます。きょうも朝日さんの答弁でさせていただきましたけれども、弥富というのはさまざまな河川の一番下流域にありまして、上からどんどんどん水が流れてくる。海拔ゼロメーターというような状況の中で、全て弥富に集まってくると言っても過言ではないぐらいの各日光川、それぞれの支川、あるいは木曽川の支川という形の中で、一番下流にあるわけです。自然勾配で水が落ちません。そういった形の中で、排水機が全てでございまして。

そういった形で、それぞれの排水機場の更新事業をさせていただきましてパワーアップさせていただいておるんですけれども、弥富市といたしましては、私どもの一つの危険雨量というのは1時間当たり40ミリです。そして1日当たり150ミリ、これが一つのガイドラインだろうと思っております。これは名古屋気象台のほうと連携もとりながら、それぐらいの雨量の予測ということがされるわけでございますので、しっかりとその辺の雨量の予測をしながら対策を講じていきたいと思っております。予備排水はもちろんのことでございます。事前に排水をしていって、空っけつにしていこうというようなことは当然でございます。以上で

ございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） だんだん少なくなっておりますが、以前には樋門をあけなきゃいかんのをあけずにおってという浸水もよく目立ったんですが、今回十分されて、なおかつこういう状態。しかも、雨量で言う時間当たり60ミリというような雨が降って、その時点でかなり12カ所ほど冠水したというふうに先ほどの答弁の中でもございましたが、この能力を超えるものについては、排水機だとか、排水場だとか、相当の費用を伴うものでありますので、これは国や県の支援もお願いしながらできる方法でということになると思いますが、同時に今私たちに強く求められているのは、今回は12カ所でかなり広がったんですが、そうでない、割り方こんな大雨にならなくても浸水するところが何カ所かありますよね、弥富の場合。やっぱりその解決というのは、雨水対策の問題で市の独自の課題としては中心課題の一つだというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 中小の排水路はあふれる可能性がございます。市といたしましても重要な課題だと認識しておりますので、素早い対応ができるように土地改良区にある水門の電動化対策や排水路の現況をいま一度調査したいと考えておりますので、お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 先ほどの中でも名前が出たところの一つですが、佐古木の竜頭周辺につきましては、ここは前からよく問題になったところでございますが、少なくとも道路に降った雨を早く排水するということで、かなりの費用をかけて鮫ヶ地のほうに落とす設備をつくったわけですが、今回近所の皆さんのお話だと、あそこから水が噴き出してきてどんどん増水していったというふうに言われておりますが、そのことについては掌握されておりますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもは竜頭のところに従来から危惧をしておりまして、道路に冠水した水を別のルートで宝川のほうへ排水していきたいという設備をさせていただきました。要するに宝川の水位が高いと排水ができないわけですね。そういう状況が今回起きたというふうに思っております。

排水機で排水するわけですが、その排水機が追いつかないというような状況の中で、逆流というところと少しその辺のことをしっかりと調べなきゃいかんわけですが、向こうが高かったら当然そうですね。そういうような状況が一部起きたんではないかなというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 水は当然高いほうから低いほうへ流れますので、下流の水位が高くなれば、せっかくつくった設備がまた逆に逆流する要因になってくるわけですが、結局あの一画というのは、県道と、それから堤防に挟まれた地域ですので、しかも浸水するところは、やっぱり弥富町時代につくった都市計画の詳細図から入れてみましても、大体低いところはマイナス1メートル90ですね、路面で。国道1号線のほうは0.6だとかというようなレベルです。県道のほうはもうちょっと高い、国道よりは低いわけではありますが、そういうところですので、しかもこの雨水は4丁目のほうからずっと流れてきて、今の竜頭公園1丁目のほうも含めて1号線を超えて北へ行く、相当広い面積を対応していますよね。

すり鉢の底みたいになっておるところですから、いつもつくということで問題になるわけですが、せめて道路に乗った水は出そうという相当の費用をかけてやったわけではありますが、以前にここでは道路のかさ上げをするという計画もあったり、あるいは伊藤正信さんあたりが市側とどういうふうにお話をしておったかということは十分聞いておりませんが、やっぱりここは排水機をつける以外に基本的な解決の方法はないんじゃないかというようなこともいろんな形での議論がされておったと思うんですが、今のようなことが続くならこの対策については、多分宝川の水位が高かったから逆流してきたと思うんですが、こういうことになると、せっかくよかれと思ってつくったのがかえって皆さんの御心配を大きくする要因になっても困りますので、一度きちんと調査していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁させていただきますけれども、いわゆる川における水の逆流を防ぐためにはピュアがついておりまして、その位置が宝川の位置と竜頭の間にどれくらいのところで間隔であるかというのは私一つの問題だと思っているんですよ。これが長ければ、やはり逆流を防ぐことがなかなか難しいと。近くに逆流を防ぐような板が、鉄製の板でございますけれども、それがあれば逆流を防げるんじゃないかなと思っておりますので、この辺も含めてしっかりと検討していきたいと思っております。

道路のかさ上げをするということに対しては、やはりそれぞれの居住の民家の方には大変お困りだろうと思っておりますので、それはなかなかできないなど。家との間に段差ができてしまいますので、とてもそれは無理だなとは思っております。いずれにいたしましても、またしっかりと検討しなきゃならないと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 随分以前の弥富町時代の区画整理でつくられたところで、1丁目龍頭周辺ですね。結局田んぼがあるということで、稲作をやっておる間は側溝が用排水路兼用になっているんですね。常時水がある。しかも一番低いところですから、結局1戸だけじゃ

ないと思うんですが、その水が床下へ流れ込んだりして修繕したところもあるとか、相当側溝も傷んできておりますし、いろんな問題を抱えておりますので、今、市長さんもされると言ったんですが、ここの問題が、そして常時長期に水があるということは、あそこ夏場に行きますと水があるときは道路から水が噴き出しますからね、ぼこぼこ。やっぱりそういう状態だと地盤も非常に悪くなって、地震なんかだと道路が陥没したり、あるいは周辺の家には傷みも出ることも考えられますので、一度あの周辺につきましてはいろんな問題を抱えておると思いますので、やっぱりきちんと調査をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 先ほど市長も申し上げましたように、いま一度周辺の排水路の状況を精査しまして、冠水の解消につながる方法を検討してまいりたいと、模索してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それでは、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 通告に従いまして、2点にかかわり質問をさせていただきます。

冬の澄んだ夜空にはオリオン座の星々が美しく輝いている日々が続いている今日であります。その中で、冬至を迎える日々もあと15日と迎えることになりました。夜の長い期間を迎える季節は変化が起こりやすく、この数日間必ずといっていいほど交通事故のお話がテレビ放映や新聞掲載が続いております。

さて、市内におかれましても、県道104号新政成弥富線の工事は順調に、安全にと工事を整備されている状況が見受けられます。

さて、この道路はいつ開通でしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 御答弁申し上げます。

一般県道新政成弥富線（六條工区）につきましては、現在、工事が鋭意行われておりますが、市といたしましても平成29年3月末に供用開始できるように県に働きかけをしているところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） では、各地区、こちらの周辺におかれまして、鍋平、大山地区の今後の説明会や、また連絡、報告はいつごろとお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） まだ開通の具体的な日にちが決まってございません。ですので、具体的な開通日が決まった時点で地元への回覧や現地の案内看板等でお知らせをしたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 開通予定は、まだ3月末ごろだということでございます。しかしながら、早い対策、早い心がけ、そういうものというのは大事な部分じゃないかなと思います。そういう意味で、各鍋平、大山地区におかれましては、通学路、そういう状況もなっております。

現在、生活していく中では、必ずといっていいほど車、また大型車、さまざまな車の状況がございます。小型の車でも少しずつ規模が大きくなり、道路の幅も減少という状況も見受けられる部分もあるわけでございます。そういう意味で、交通量がふえてまいりますと、そのように対策をしていかなければならないというわけでございます。特に、どのような道でも新しい道を造成すると、また整備をするということになりますと、人の目、また車のスピード、いろいろな状況が考えられるものがあるわけでございます。その中で、鍋平、大山地区におかれましては通学路になっているわけでございます。そういう意味で、交通安全対策をいかにしていくかも大事な状況だと思う次第でございます。

その中で、我が弥富市におかれましては、このきんちゃんの反射材があるわけでございます。この反射材をせめて弥富市内の大事な子供さん、そういう方たちにも身につけていただけるように働きかけることも大事じゃなかろうかと。そしてまた、大事な地場産業の一つのモチーフとなっているきんちゃんでございます。きんちゃんがあなたを見守りますよ、そういうこともいいかなと思います。そういう意味で、こうやって市の観光課に販売促進を促す意味では、キャラクターもしっかりと子供さんも身につけ、若い御夫婦も身につけ、わかっていただけるようなPR方法も大事じゃないかなと思います。

そこで、通学路でございますので、この反射材をぜひとも弥富市内の子供さん、小学校、中学校、高校含めながら、配付と、また御理解と、よき御答弁をいただきたいなと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） まず初めに、小・中学生に対しての交通安全の取り組みといたしまして、登下校時においてはスクールガードや保護者の方に見守りをお願いしております。また、通学路には看板の設置やカラー舗装でドライバーに注意を促しておりますし、市で策定いたしました通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所の点検を実施するとともに改善を図っております。

学校においては、毎年蟹江警察署交通課へ依頼し、交通安全教室を実施して、交通安全と交通災害防止に関する能力、態度の育成に努め、交通社会の一員としての責任と自覚を高め

るよう取り組んでいるところです。

児童・生徒が夜間に交通事故に遭わないようにするためには、反射材用品やＬＥＤライト等を活用することが効果的であります。ドライバーのいち早い歩行者発見には交通事故を防ぐ第一歩であり、一方、歩行者もドライバーに早く発見される装備をつけるのが賢い身の守り方であることから、市では小学生に配付しております通学用ヘルメットに反射材が入っております。また、お示しいただいたきんちゃんグッズの一つであります反射シールであります。そういったものを靴や自転車につけていただいて利活用していただければと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○３番（加藤克之君） ちなみに平成26年、警察署が調べた結果では、通学路における小学生の死傷者数、これによりますと、自宅から50メートル以内に出た子供さんが10.4%、また100メートル以内では12.8%、一番多いのが50メートル自宅から出たところで37%です。また、1キロ離れたところでは24.2%、2キロ離れたところでは11.3%。やはり自宅からすぐに道路が皆あるわけでございますけど、特にこれからの道路を整備していく上では交通量がふえてくる状況も鑑みられます。その中でも子供さんたちに、先ほど教育部長も言ってもらいましたけど、ヘルメットにもついていると。なかなか認識することも難しい状況もございます。さらにパワーアップをしていただいて、夕暮れどきですから、今は県の警察官の方々も県民運動もやっております。12月1日から12月10日まで、4時の点灯という推進の合い言葉で早目の車ライトを促進しております。そういう意味では、小学校の皆さん、中学校もライト、あとはヘルメットばかりついている状況もあるわけでございます。もう一つ踏まえた形で、反射材のほんの少しのお気持ちを市から提供していただければ幸いかなと思う次第でございます。

次に、地域の周辺に伴いまして、それぞれあちらの104号におかれましては状況がございます。まずは東側道路には交差点付近で騒音、また振動が大きい状況でございます。対策的なものを考えておられるでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 振動、騒音につきましては、今回の道路改良ということで県道昇格を視野に入れて、路盤等の改修等もしていただいております。その関係で交通量は確かにふえると思いますが、その反面、しっかりした道路というようなことで、振動、騒音も軽減されるんじゃないかな、そんなようなことを思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○３番（加藤克之君） また、北側には地元の墓がありまして、そのまま真っ直ぐ抜けてしまいますと、今迂回路になっている状況でございます。そして、ちょっと細い橋がございます

んで、せめてその橋のところでも、今までたくさん現状では通り抜ける方もおられます。大きい車は当然困難、難しい、行けないという状況でございます。しかしながら、軽自動車、また自転車、歩行者と、その橋は必ず渡れる状況でございます。せめてその前でも、一つとまれという状況も書いていただいて対応できればなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 現在、工事のために迂回路になっているところの交差点でございますが、現場のほうを確認させていただきまして、公安委員会等も協議のほうをしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 続いて南側の道路でございますけど、これが一番大きい状況かなと思います、この質問の中で。

南側の道路は交通量がふえている状況に当然なってくると思いますんで、今もそうですが、こちらはスクールゾーンやシルバーゾーン、またはゾーン30を初めとする生活道路でございます。そういう意味では通学路でもございますし、幼児、子供、それから高齢者の方々、その方たちの歩行も安全確保とすることはどこの道路でも大事でございますが、この道路は常に皆さん方が通っている状況でもございます。朝も、また夜も、昼間も盛んに通る状況でございます。ですから、こちらの安全対策及び車両の運転者の注意の喚起をしていただくことも大事じゃなかろうかなと思います。そういう意味で何がしか対策、例えばシルバーゾーン、スクールゾーン、ゾーン30、さまざまところで大きな取り扱いがなされておりますので、そういう対策を考慮していただければどうかなと思います。どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 南北方向の道路は、1号線の鍋平交差点から六条新田の交差点だと思いますけれども、この間の1,700メートルの区間におきまして東側の歩車道ブロックにおおむね20メートル間隔で縁石びようを設置をしております。これは夜間等にドライバーに対して注意喚起を促すとともに、視点の誘導効果が期待できると考えております。

また、その道路の西側の歩道のない箇所につきましても、計画的に順次路肩に視線誘導標を設置し、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 非常によい対策だと思います。どうぞそれを進めていただきたと思う次第でございます。

西側の道路の直進に自動車がたくさん導入される状況でございます。生活道路を考えますと、また南北への自転車や徒歩のほう、新しく道路が整備されますと、南北へ渡る状況が一切今のところない状況でございます、開通されますと。ですから、やはり歩行者の方、自転

車の方、せめて開通した状況の中で横断歩道等を少し渡れる部分をどこかに設置をしなければ、南北へには渡ることができません。やはりあちらのほうにはJ Aさんもありますので、どうかそういうところも一つ、今迂回をしているので県のほうに話を、現場はやはり一番私たちが知っているわけでございますので、そういう意味でそういう状況をしっかりと整えるということが一番大事なかなと思いますので、どうか開通する前ですから、いま一度現場も再度見ていただければありがたいかなと思います。今、通行どめ状況になっていますけど地図上ではしっかりと見ることができますので、そういうところで歩行者優先、また自転車、徒歩の方、散歩の方と、さまざまな状況で人が動きますので、どうか対策をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） この県道の開通後の南北方向の横断につきまして御質問いただいております。

まず、交通量がふえるということで南北方向の横断がなかなかしづらいというようなことも発生してまいります。それで、通学路の観点からも、日の出保育所付近から西部小学校の北側の交差点、この部分約1,200メートルございますが、各地区の交差点、主要なところがございますが、押しボタン式の信号機、歩行者用の信号機ができないかというようなことを11月上旬に服部市長が蟹江警察署長と面会をさせていただいて、信号機が設置できないかというような要望も行っているところでございまして、交差点対策については引き続きいろいろな方面から調査検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然押しボタンでも、また信号機でもと。特に押しボタンは有効でもございますので、少し渡れる状況をつくり上げることが大事だと思います。

さて、開通に伴いまして、当然セブンイレブン六條、それからまた平島に入り込んでおります。その中でも県のほうでは何キロ規制かというのは決まっておられるのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

速度規制につきましては、まだ県公安委員会から私どもも聞いていない状況でございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） しっかりと現場の状況を確認しながら、公安委員会と御相談をさせていただいて、何キロで行くのかと。非常に重要な最初の一步でございますので、しっかりと考えていただいて、また地域の声もお話を聞いてあげて、説明会等でもやはり一段と地域の声

が大事でございますので、そういう取りかかりをしていただければ一番いいかなと思います。なかなか一度決めると、次には物事というのは難しい状況となってきますので、どうか慎重審議の上で速度規制を考えていただければなと思います。

そうしますと、平島にも入り込んでくる状況が、道路、また車と、多くの大型車も出てくるわけでございます。そういう意味で、その中で一つ交差点はあるわけでございますけど、次に向かっていきますとサークルKの交差点しかございません。その手前では大事なひので保育所の部分の横断歩道がございます。また、きんちゃんバスの駐車場もございます。そういう意味で、あちらの状況を考えますと、ひので保育所、また当平島地区におかれましては人口密度が多い状況でございます。そして、ひので公園もございます。多くの人々が行き交う状況となるわけでございます。やはり市民の動きが活発化する上では当然交わるわけでございます。そういう意味では、その中でぜひともひので保育所の前の横断歩道も押しボタン、また欲を言えば信号機ということは、当平島の両区長、また大原議員と私とともども切に願う状況でございます。ぜひともそのような趣と希望と、そしてまた実行というような形で取り組んでいただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

先ほどの歩行者用の信号機でございますが、このひので保育所の横断歩道の箇所にも要望している1カ所でございます。それで、今、公安委員会のほうへ押しボタンの信号機は要望をしてございますが、まず夜間の横断の安全を確保したいと思いますので、道路照明をその横断歩道のところへ設置していきたいと、そのように考えております。

先ほどのこの路線の交通規制なども含めまして、今後とも関係機関、蟹江警察署や道路管理者になります愛知県とよく相談して、交通安全対策に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 部長の言うとおり、あと残りも開通でも3カ月と20日余りとなりますので、どうかそういう意味で早急にやはり市民の安心・安全という言葉をしっかり受けている私らでございますので、そういうような取り計らいをしっかりといただければよろしいかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に移らせていただきます。

我がまちは市制10周年となりまして、さまざまな多くのいろいろな行事、事業が円滑に相進んでいます。たくさんの笑顔と幸せとうれしさと躍動を感じている状況でございます。その中でもとてもすばらしい子供たちの姿と、一生懸命に楽しく真剣にと励んでいる姿には感動いたします。

ことし3月、中学校と小学校へと卒業式に出席をさせていただきました。各校長先生が卒業生の生徒にこの言葉を何度もおっしゃっておられました。それは耳に残っております。皆さんもよく使う言葉でございます。未来という言葉でございます。校長先生は卒業生に対し、すごくすごく大切に大切に大事に接している学校生活をともに過ごしてきたんだと感じました。君たちには未来がある、未来は君たちを待っている、未来はあすから始まる、未来に向かっていきなさい、そういうお話を聞き、未来の生徒、また卒業生の今後の活躍、エネルギーギッシュな活動を目の中に入れる情景を思い浮かべながらお話をされていたかなと、臆測ですが申し上げる次第でございます。

我ら市内におかれます子供たちは、なぎなたを中心に小学校、中学校、高校、大学と、大変誇り高きすばらしい成績を重ねておられます。これもひとえに家庭教育の充実の源だと思っております。また、マリンバの演奏をされる方もおられますし、そしてまた弥富北中学校のダンスと、多くの子供たちが遊戯にと励んでいる姿、そして全国でも優秀な成績を上げておられます。そういう意味で、私らの市にとりまして大事な大事な子供さんでございます。スポーツや文化や芸術に励んでいる子供たちのすばらしき一強一躍をまた皆様方に、市民のもと、子供の活動、そしてまた育成、健全さを考えれば活用できるような場所が与えられれば幸いかなと思います。例えば小学校、中学校同時にとか、また高校、大学へと、専門学校生、短期大学生と、そういうような2パターンに分かれながら、そういうような心持ちを取り組んでみたらどうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 本市においては、スポーツや文化芸術などさまざまな活動において、青少年に限らず多くの市民がそれぞれの分野で活躍されていることは十分承知いたしております。

未来を担う子供たちの活躍を発表できる日をとの御質問でございますが、現在、市内の小中学生から高校生までの発表の場として毎年開催しております青少年健全育成推進大会において、持ち回りで学校活動などの発表をしていただいております。内容は、各学校の特色のある部活動や地域活動などであります。

また、市のイベントである春祭りでは、全国大会に出場された空手やなぎなたの選手の方たちの演技などの披露もしていただく場を提供しております。

そして、全国大会などの出場者の方においては激励金の交付や広報紙への掲載、施設への懸垂幕の掲示など、広く市民へのPR活動も行っているところです。

健康フェスタにおいても、愛知黎明高校、海翔高校にはブースを出していただくなどして参加をお願いしていますし、ほかにも成人式において新成人を中心とした実行委員会を組織し、企画運営に携わる機会を設けるなどしています。

このようにさまざまな活躍の場を設けておりますが、今後も青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供、地域活動において活躍できる人材の育成や非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取り組みを推進してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 答弁の内容、よくわかります。その中でも市制10周年を迎えましたんで、さらなるプラスアルファ、そしてまた新たな心身ともに子供の強さと、また度胸と、そして健全育成、才能発揮と、そういうものを含めながら、ふるさと愛も大事じゃなかろうかと思います。どうか愛着のある子供の皆さん方とともに、住み続けてもらえる、また住み続けてもらいたいまちである私らのいやさかの弥富と、また笑顔の弥富と導いていただきますようお願いを申し上げ、御質問をおさめます。

○議長（武田正樹君） 次に、江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく分けて2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、弥富市の成年後見制度の支援についてを質問いたします。

団塊の世代が全て後期高齢者の仲間入りをする2025年は、医療や介護の需要がますます増加することが見込まれています。また、65歳以上のひとり暮らし高齢者の増加は男女ともに顕著であり、昭和55年には男性約19万人、女性約69万人、高齢者人口に占める割合は、男性4.3%、女性11.2%でありましたが、平成17年には男性約105万人、女性約281万人、高齢者人口に占める割合は、男性9.7%、女性19%と女性の占める比率は極めて高くなっています。しかしながら、今後もひとり暮らし高齢者は増加を続け、特に男性でひとり暮らし高齢者の割合が大きく伸びていくことが見込まれます。なお、ひとり暮らし高齢者の割合が増加する要因としては、未婚率や離婚率の上昇、配偶者との死別後でも子供と同居しない方の増加などが上げられます。

さて、本市のひとり暮らし高齢者は現在何名いて、2025年には何名に増加すると見込まれていますか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 御答弁申し上げます。

弥富市におけるひとり暮らしの高齢者ですが、平成28年4月1日現在で1,664人でございます。また、2025年度の推計値は明確には示されておりませんが、弥富市人口ビジョンをもとに独自に推計しますと約2,180名になると見込んでおります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 市内のひとり暮らしの高齢者は、平成28年4月1日現在で1,664名とのことで、今後もますます増加していくことが予想されます。

このような方が認知症のため判断力が不十分になった場合、成年後見制度の活用が必要となります。ひとり暮らしの高齢者の方で成年後見手続が必要な方がいらっしゃるにもかかわらず、その方に身寄りがなかったり、経済的な理由から手続がとれない方にかわって市長が申立人となって本人を守る市長申し立てという制度がございます。市長申し立てとは、通常の成年後見の申し立ては原則親族が行いますが、身寄りがいないなどの理由から特に必要があるときと認められた場合において、市長が申し立てをすることができることとなっています。

この市長申し立てに関してお聞きします。平成11年の成年後見制度改正後、市長申し立て件数はどれだけございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

本市では、平成20年4月に身寄りのない認知症の高齢者などが親族がいなかったため保護が受けられないという事態を防ぐことを目的に弥富市成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定しまして、現在この要綱に基づいて対応しておるところでございます。

件数につきましては、平成26年度が1件、平成28年度が2件で、合計3件となっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、弥富市においては市長申し立ての場合の流れはどのように進めているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 市長による申し立て事務でございますが、まず相談支援、事業所の相談員、これは障がい者の相談支援事業所でございます。また、地域包括支援センター、その他介護支援専門員等から相談があった場合に、その方を支援する関係者が集まり、本人の心身や日常生活の状況を把握した上で成年後見制度の必要性、特に判断能力になりますが、それと市長の申し立ての必要性、これは御親族がいるかどうかについて検討を行います。

次に、2親等内の親族がいるかどうかを調べまして、市長以外に申立者がいないことを確認いたします。このときに戸籍で親族がいることが確認できた場合は、その親族の意向を確認いたします。この親族と音信不通の状況であるとか、親族からの虐待や無視などが疑われている場合は申し立ての必要性がありと判断しまして、その方が既に成年後見がされていないことを確認するために東京法務局のほうで登記されていないことの証明書をとります。その後は主治医に診断書の作成をお願いしまして、書類が整い次第、市が委託しております弁護士を通して名古屋家庭裁判所に申し立てを行っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、弥富市では社会福祉協議会の場所を使用させていただき、弁護士による専門相談を月に1回の頻度で行っているとお聞きします。こちらの専門相談の利用件数はどれだけあり、また相談後はどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

成年後見制度に関する弁護士相談を平成26年度から市の社会福祉協議会へ委託しております。毎月第1水曜日の午後1時から午後4時までの3時間ですが、総合福祉センターで行っております。なお、この相談につきましては予約制で実施しております。

平成27年度の相談件数は15件でございました。今年度につきましては、10月末で7件でございます。

主な相談内容としましては、後見の申し立て方法や財産管理についての相談が大半でございました。その後、相談後の状況につきましては個人情報の関係もあり、成年後見の申し立て状況につきましては市のほうでは把握しておりません。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） この制度全般に関するさまざまな疑問を持ち、相談したいと思っている方は多くいらっしゃると思いますが、情報が行き届いていないのが現状だと思います。相談事業所の相談員さんや民生委員の方からもそのようなお話をお聞きしますし、どこかに相談窓口があればいいなというお声も耳にします。相談センターのようなものの設置など、成年後見制度全般に関して相談しやすい仕組みが必要ではないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 御指摘の件でございますが、平成27年度からこちらのほうも市の社会福祉協議会へ成年後見制度の普及啓発講演というのを委託しまして、制度の普及に努めておるところでございます。

平成27年度は市民の皆様にまずわかりやすく伝えることを目標に、講談師の方を招きまして、日常生活でのお話を交えた後見制度の講演を開催しました。こちらのほうには120名を超える方の御参加をいただきました。その際にも月に1度の弁護士による専門相談のPRをさせていただきました。また、市の毎月の広報紙の最終ページの行事カレンダーにも定期的に掲載して普及に努めております。今年度の講演会につきましては、来年2月か3月に開催する予定で準備を進めております。

成年後見制度が必要となる方は、在宅介護サービスや障がい福祉サービスなどの事業所と密接に関係をしておりますので、市内の事業所の方が集まる機会や市民が多数集まるイベント等、例えば健康祭りとか敬老会などを通して、今後成年後見制度の周知に努めてまいりたい

いと考えております。

また、相談しやすい仕組みにつきましては、現在、海部南部障害者自立支援協議会におきまして、県内の先進市等で設置しております成年後見センターや権利擁護センターの機能を持ちました基幹相談支援センターの設置について研究しているところでございます。この中で課題としましては、相談件数等のニーズや相談に対応できる人員の確保、運営経費等の問題が上がっているところでございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 弥富市の人口規模でどこまでできるのかと難しい部分もあるかと思いますが、県内の先進地の相談支援センターの研究を引き続きよろしく願いいたします。

次に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また基本方針、その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置することなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。政府においては、今後この法律に基づき成年後見制度利用促進基本計画を定め、関係府省が連携して、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきますが、国の基本計画策定後は市町村も計画策定を行うこととなっております。本市ではどのように対応されていく予定でしょうか。また、これからもさらに必要となる成年後見制度の活用促進を図るため、本市はどのように取り組んでいくのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 平成12年（西暦2000年）4月にスタートしました我が国の成年後見制度でございますが、その利用者数につきましては2000年から今までで約19万人ほどと、当初想定されていたより少ない状況でございます。このような状況を踏まえまして、平成28年4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立しました。

この法律の基本理念といたしましては、大きく分けて3つございます。1つ目は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視であります。ノーマライゼーションというのは、全ての人が社会の一員でひとしく人間として普通の生活を送れるよう、ともに暮らし、ともに生きる社会こそが普通であるという福祉の理念でございます。2つ目としましては、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進であります。3つ目は、成年後見制度の利用に関する体制の整備であります。

また、この法律の第23条におきまして、市町村は国が策定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度利用促進のための基本的な計画を定め、成年後見等の実施機関の設立の支援等の措置を講ずるよう努め、基本的な事項を調査、審議させるための合議制

の機関を設置するように努めるものとされております。これは努力義務とはなっておりますが、今後さらなる高齢化社会になり、ひとり暮らしの高齢者が増加していくことが想定されています。今、市のほうですぐにできることとしましては、地域の相談機関である市社会福祉協議会や地域包括支援センターとこれまで以上に連携を図っていくことが大変重要であると考えております。

また、将来的には後見になっていただける方の人材の育成等も必要になってくるものと思われると思います。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 連携のほうを進めていただくよう、よろしくお願いします。

また、こちらのことを内閣府のほうに確認いたしますと、国の基本計画策定に先立って地方自治体が先進的、積極的な取り組みを行うことを妨げるものではない。また、国の基本計画策定後、市町村においても計画策定を行うこととなりますが、策定に後ろ向きな自治体については指導や公表などもあり得ると考えているとのことでしたので、準備のほうもよろしくお願いいたします。

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率といいます。WHOや国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会といいます。

日本が初めて高齢化社会となったのは1970年です。そのわずか24年後の1994年には高齢社会、そしてついに2007年に高齢化率が21%を超え、超高齢社会に進みました。高齢化社会から高齢社会へ進むのにかかった時間が、日本が24年なのに対し、ドイツが42年、フランスは114年といいますから、どれだけ日本の高齢化のスピードが速いのがわかります。

高齢化のスピードが速いということは、判断能力が不十分な方も速いスピードでふえていくことが推測されます。そのようなとき支援していくことは当然に必要であります。弥富市の成年後見制度の支援が充実し、高齢者の方が少しでも安心できる住みやすい弥富市になるようお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、6月定例会の佐藤議員の一般質問でも一部取り上げられましたが、市民活動への市民の理解、関心に向けての質問をいたします。

社会を取り巻く環境は大きく変化しています。少子・高齢化、高度情報化などから地域の課題や行政に対するニーズも大きく変化してきました。

また、地方分権が進められ、今まで国や県が行っていたものを市がより地域の実情に合った形で運営することが期待されています。

しかし、行政の公平、平等を原則とする画一的なサービスだけでは、これらの変化全てに対応していくことは難しくなっています。地域に目を向ければ、地域自治組織やNPO、ボ

ランティア団体の活動が活発化しており、市民と行政が協働し、ともに地域を支えていくことが必要です。

また、自由で柔軟な発想を持つ市民の力に大きな期待が寄せられています。そのためにはより多くの市民の皆さんが自発的に活動し、市民が主役となるまちづくりを進めていくことが求められています。

弥富市においては、市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、地域の団体などが行う自主的な公共性、公益性のある地域活動に対して補助金を交付し、皆さんの地域づくりを支援する目的として、弥富市地域づくり補助金を設けていただいております。弥富市地域づくり補助金を受けている団体の活動は、市が有益だと認めている活動だと考えられますが、これはどのように審査をし、またその活動をどのように市民に知らせているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

本市では、少子・高齢化社会の到来や地方分権社会に対応した市政運営を図るために、また第1次弥富市総合計画で目指す市民と行政との協働のまちづくりを推進し、情報、意識の共有、市民参画、NPOなどの育成、支援を一層発展させるために地域づくりの担い手である団体等が地域において自主的に、かつ主体的な行う公益的なコミュニティ活動事業に対しまして、その経費の一部を補助しております。平成28年度におきましては、64団体から補助金申請をいただいております。交付決定し、活動されているところでございます。

審査につきましては、申請時に補助金交付申請書、団体の組織の運営に関する規約及び会員名簿、当該年度の事業計画書及び収支予算書をもとに事業の目的、事業の実施方法、事業の効果、事業費の内容などを聞き取りした上で交付決定をしております。

また、最終的な実績報告時におきましては、補助事業実績報告書、事業費に係る領収書、活動状況のわかる資料や写真などをもとに事業の効果などを聞き取った上で補助金の交付額を確定いたしまして、補助金を交付しております。

周知方法でございますけれども、各団体により実施された事業の活動状況につきましては、現在公表には至っていない状況でございますけれども、今後は実績の報告会等の実施を行い、その結果を市のホームページにて掲載し、広く市民の皆様にご公開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 確認ですが、聞き取りとか実績報告を受けるのは市の担当者ということでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 秘書企画課の担当が行っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ここで、一宮市では市民が選ぶ市民活動支援制度というものを設けております。市民活動団体に支援金を交付することにより財政的支援の拡充を図るとともに、市民が直接意思表示をすることで市民活動への理解や関心を高め、より多くの市民参加と、より積極的かつ継続的な市民活動を目的とした制度です。各団体の紹介やPRを載せた冊子を配付し、市民がその冊子を参考にし投票して、1票獲得するごとに幾らというように支援金を配分するという支援方法です。

このような制度を参考にし、より開かれた市民活動、より身近に感じる市民活動へとなるとありますが、参考になされないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員おっしゃるように、一宮市さんでは多くの市民に市民活動を知ってもらい、みずからも参加しようという意識を高めたい、市民活動団体にも活動内容を広くPRする機会を与えたいという考えのもとに、一宮市が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例を制定されておりまして、助成金制度にかわる新たな支援制度として市民が選ぶ市民活動支援制度が創設されております。

この制度を拝見いたしますと、年齢18歳以上の市民が1人当たりの支援額を持ち、市民活動団体が実施する支援対象事業に対し投票を行い、その投票結果により各団体への支援金額が決定するというものでございます。市民活動団体に支援金を交付することによりまして財政的支援の拡充を図るとともに、市民が直接意思表示をすることで市民の市民活動に対する理解及び関心を高めることにつながっていくものであると考えます。このように市民活動の活性化及びその活動の促進を図り、もって元気で活力のあるまちづくりを推進することを目的としておりますので、本市における地域づくりや地域の活性化に向けての取り組みを推進する上でも大変参考になる制度だと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ランニングコストの面とかを見ると、必ずしも一宮の方式がベストだとは思いませんが、参考にさせていただければと思います。

市民が外に出て活躍することが本市の活性化にもつながると思います。今後、元気な高齢者の方もふえていきます。まだまだ元気だとおっしゃっている高齢者の声も聞きますし、旦那が定年になったらやることが何もなく困っちゃうわとおっしゃっている奥様の声も聞きます。元気な高齢者に対してということであれば、先ほど言っていたようなホームページだけでは物足りなさも感じます。ボランティア活動、市民活動をしたいと思っている方が情報を入手できるような体制づくりも大切かと思います。市民活動や市民団体のイベントなどで重要なツールの一つにチラシが活用されると思います。

先日、岐阜市の市民交流スペース、メディアコスモスを訪問したのですが、そこでは市民活動を支援する工夫がたくさんなされていました。その一つとして、メディアコスモスにはチラシの作成ができるスペースがあり、市民団体の方がよく利用されているとも伺いましたし、市民交流スペースにもそこで作成したチラシが100くらいずっと並んでおりました。

また、先ほども話に出てきました一宮市でも、駅前のiビルの中に市民活動支援センターという場所があり、市民活動の情報集積所になっているのですが、情報誌やチラシを作成できる作業所というスペースが確保されています。ここも先日訪問したのですが、毎日3団体ほどがこの作業所を利用されているそうです。本市でも社教センターでコピーはできると伺っておりますが、作業所のようなスペースを検討なされないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員御説明の、岐阜市にありますみんなの森ぎふメディアコスモスでございますけれども、こちらにつきましてはきずな拠点ということで、いろいろなセンター、プラザが中に入っているわけでございますけれども、こちらに関しましては特に交流センター内にはつくるスタジオというのがあるそうで、印刷機や作業テーブル設置がされておりまして、主に市内で市民活動を行う団体等のミーティングや資料づくり、活動のための各種準備作業の場として活用されておるようでございます。コピー機や大量のポスター印刷なども可能な大型カラー印刷機も設置されており、市民活動の拠点として活用されておるということでございます。近隣でも、あま市におきまして市民活動の拠点として利用できるあま市市民活動センター、あまテラスという名前だそうでございますけれども、そちらも設置されておるようでございます。

このような施設につきましては、本市においても市民と行政との協働のまちづくりを推進する上でも大変有効なものであると思っておりますけれども、まずは市民のニーズ調査、また施設、スペース的なものや、その管理運営体制などについて各方面から深く調査する必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 高齢者がふえる中で、介護、福祉に係る費用はふえていく中、これからは市民と協働していく行政サービスが求められてきます。市民力の活用も求められていくと思います。市、市民、財政のトリプルウィンとなるような仕組みを私も研究していきたいと思っておりますし、お願いを申し上げまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

ここで暫時休憩します。議案配付ですので、再開は45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時36分 休憩

午後 3 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩を閉じ、再開します。

ただいま大原議員ほか11名から発議第 8 号が提出されました。

お諮りします。

これを議事日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認め、日程を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 3 発議第 8 号 議員の辞職勧告決議について

○議長（武田正樹君） これより発議第 8 号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三宮議員の退場を求めます。

〔8 番 三宮十五郎君 退場〕

○議長（武田正樹君） 本案は議員提案でありますので、提出者である大原議員に提案理由の説明を求めます。

○16 番（大原 功君） 発議第 8 号、三宮十五郎君の議員の辞職勧告決議について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第 8 号は、過去の弥富市議会議員の一般選挙における選挙公営費運用過失は、二元代表制による弥富市の責務から大きく逸脱しておりますので、この責任は重大であることから議員の辞職勧告決議案を提出するものであります。

以上、皆さん方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7 番（那須英二君） 大原議員、提案者に対して質疑を数点させていただきます。

今回の選挙公営費問題の発端、本年 5 月10日付で提出されたところの選挙公営に係る住民監査請求でございますけれども、その監査結果が 7 月 8 日に弥富市の監査委員から公表されております。そこで、それにかかわって質問させていただきますが、まず第 1 点目です。監査請求人は市に対し過大請求と思料される候補者の過大支払い分の返還を求めることを弥富市長に勧告するよう請求しております。監査委員は市長に返還請求を勧告したのか、また市

長は候補者に対して返還請求をしたのか、お尋ねいたします。

○16番（大原 功君） 三宮十五郎君は、事業者と二重契約、こういうことであり、本人自体が二重契約を認める。これについては、佐藤高清前議長、それから副議長の平野君、それから今の議長の武田君がおりまして、事務局の局長がおりました。

そういうので証明がきちっとでき、そしてまたきのうの新聞を見ると、何か業者に言われたからやりましたというふうに新聞に書いてありましたけれども、本人の認めた理由が、他人の事業者に当てつけること自体が大体反省をしておらんということでもありますので、これが今の説明であります。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ちょっと質問したとことと内容が異なっているかなと思いましたので、多分まだこの辺はなかなか提案者が理解されていないのかなと思うところがございます。

第2の質問をさせていただきますが、三宮議員の問題とは、選挙用自動車のレンタル料金についてでございます。監査委員の監査公表によりますと、既に賃貸借の契約をしている政治活動用自動車を選挙運動用自動車の公費負担として重ねて請求したことが判明したため、業者等から市に対し支払いを受けた金額を返還する旨の申し出があり、市に返還されたということでございます。したがって、市に損害は生じていないことが認められたと監査のほうでは公表しております。すなわち、三宮議員には確かに過失はございましたけれども、市と市民の皆さんには損害を与えていないと理解することができます。

提案者のほうは、この監査公表は間違いだとお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。再度繰り返したほうがいいかな。監査公表の記述は間違いなのかどうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 別に監査請求がどうかこうかとありません。これは5月10日、監査請求があって、そこの中で選挙の中でこれは不適切ということであって、そして監査委員にその報告をされ、そしてそれを市側は受け取ったということであって、みずから市民税をだまし取ったということが一番大事なことであって、あなたが言う質問ということに対しては、日本共産党はもっと襟を正して、そして市民に生活の安心・安全をするような、そういう日本共産党でないといけない。

私は個人的に思うんですけども、弥富市の三宮十五郎共産党と大阪の辞職した朽原府会議員とよく似た体制であって、全国で共産党の黨員というか、議員が隠れてまだおるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これが答弁であります。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 監査公表が間違いかどうかを聞いたんですが、監査のほうでは市に損害は生じていないということがはっきりと言われております。また、大阪のほうの話と今回

のケースはちょっと切り分けて考えていただきたいなと思います。

そして、もう一つ質問です。第3の点でございますが、この辞職勧告決議案には選挙公営費の過失とございます。過失というのはどういうことかと調べてみると、注意を欠いて結果の発生を予見しないこと。注意を欠いたために、この点では至らざることがあったと思います。しかし、私は故意でこうした三宮議員が行ったわけではないと思っております。三宮議員の人物像を見ても、これは誰しもが認めるかなと思っております。

そこで、再度質問させていただきます。三宮議員に対する議員辞職勧告決議案の提案者に、この監査結果ですね。市に損害が生じていないということはありますので、この監査委員長、提案者のほうは否定されているのでしょうか。また、どのような理由をもって大きく逸脱していると言われるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたは町議のときから出ていないからわかりませんが、町議のときには、平成16年、監査委員の経験もあり、数字はよく知ってみえる。きょうの一般質問についても水道の数字、あるいは今の事業についても詳しくよく知ってみえる方であり、こういう中で数字を間違えることはあり得ん。これは当然だまし取った、そういうふうに思っております。

それから、今の報告されたのは、監査請求があったから選管がチェックをして、これはいわゆる不適切、こういうように監査委員長に報告された。監査委員長とか選管が返すとか返さないということはできません。だから、本人がみずから認めた。これは刑法第230条の2であると思えますけれども、証明ができるということであるので、あなたも議員をやっておったら、市民のために働いておるのか、そうでしょう。市民の暮らしをよくするためだったら、みずから自分が辞職することが大事なことであります。共産党も皆さんの手足となって働いていただくのが当然でありますけれども、今の状況では日本の共産党は恐ろしい共産党ではないかというふうに個人的に思っております。弥富市の有権者を初め全国の有権者の方に二度とこういう共産党を入れないほうが私はいいというふうに個人的に思っておりますので、これが答弁です。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質問と趣旨の違うところから、また共産党への関係のないところまで今お話をされておりますけれども、この問題は、今回の公費問題に対しての三宮議員の過失によるこういう決議案ということに対しての問題でございますので、そこはやはり切り離していただきたいなと思っております。

あと、大原議員、そうやっておっしゃりますけれども、公費問題に関連させてありもしないような解決した事件ですとか、例えば生活保護から謝礼をもらったというような話はしな

いでいただきたいなと思っておりますし、この質問とは関係ないものですから、そういうことは私は触れませんけれども、そういうことを強くお願いしたいと思います。

あと、最後の質問にさせていただきますけれども、提案者にいろいろ御答弁をいただきましたけれども、どれをとっても正確な回答には至っていないかなと思いますし、これを聞いて市民の皆さんがそうだと納得できるものではないと、また理解できるものでもないと思いましたので、質疑のほうはこれにて終了させていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 討論のほうを行わせていただきます。

本決議案に反対する討論でございますけれども、今、提案者の方に質疑をさせていただきました。提案者の答弁を言っていただきましたけれども、理解できるような答弁はいただけませんでした。

まず、本決議案に反対する第1の理由、三宮議員に過失は確かにあったと思いますけれども、住民監査請求に対する監査委員の監査結果は市に損害は生じていないことが認められたと書いており、監査請求を棄却していることであります。

第2点、三宮議員は決議案が指摘する過失を自分から認めて、反省して、8月の民報やとみの紙上で弥富市市議会議員選挙の選挙用自動車の誤った公費請求を取り下げ、皆さんにおわびしますと述べております。そのことから、市議会の責務から大きく逸脱しているとは私は到底考えることができません。そして、三宮議員の人格を見ても到底故意に行うような人ではないということは、多分皆さん自身がよくわかっているかなと思っております。

第3に、選挙公営費問題とあわせて、いろいろな過去の経緯も話されましたけれども、ここは切り離していただきたいのと、三宮議員が当時から謝礼金をもらったとか言っているのは事実無根だということを言っていきたいと。そして、これも三宮議員がそんなことをするわけがないということは皆さんも御承知のとおりだと思いますし、議員の皆さんも、市民の皆さんも、そして市側の皆さんだって、それはわかっているかなと思っています。

こうした提案者の目的に関しては、どうしても日本共産党をおとしめるような意図が見え隠れしているんじゃないかというようなことまで受け取られるところでございます。日本共産党は相談者から謝礼をとることは一切させていただいておりません。これは相談された方

はよく御存じかなと思っております。

また、三宮議員に至っては、長きにわたって議員を務め、市政・市民のため粉骨砕身、それこそ身を粉にして働いてまいりました。それは市民の皆さんも認めるところだと思っておりますし、市政に携わった当局側の皆さんも確信しているところだと思っています。よって、残り任期も市民のために働いてもらったほうが、より弥富市にとって有益と考えております。弥富市にいないてはならない存在だと思いますので、以上、三宮議員に対する辞職勧告決議に反対する理由を述べさせていただきましたが、議会人である皆さんの良心に従った正しい選択をされることを強く求めて討論としたいと思います。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 12番 堀岡敏喜でございます。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず討論させていただく前に、今回このような決断を下さざるを得なくなったことについて、私自身は本当に残念に思います。去る弥富市議会の選挙におきましては、公費に係る請求、また収支報告にかかわるさまざまな書類の作成責任は候補者にあります。全て公費に関して、業者との契約、また請求に関しては候補者の目を通して行うものであります。そこに瑕疵があったことは事実であると思います。これが9月議会に発覚をして、議会の中でもさまざま議論をされておりましたけれども、このことについていつまでもいつまでも続くということが議会にとってプラスになるのかと、そういう思いで、今回は三宮議員に御自身の進退については御自身の問題として切り離すために、今回の議員辞職の勧告決議に私は賛成をいたしました。

本当にこういう結果になって残念ですけれども、今後このことについて議会で混乱を招かないように、この件はここで終止符を打つと、そういう意味で賛成討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

〔6番 鈴木みどり君 退場〕

○議長（武田正樹君） 発議第8号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

三宮議員の入場を求めます。

鈴木議員にも入場を認めます。

〔8番 三宮十五郎君 入場〕

〔6番 鈴木みどり君 入場〕

○議長（武田正樹君） ただいま三宮議員の辞職勧告決議案の件は可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎